

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成31年2月8日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	高橋 慎 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型） ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型） ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて3兆円を上限とし、合計で9兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

（注）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。
また、上記を、それぞれ「成長型」、「安定型」、「分配型」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて3兆円を上限とし、合計で9兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

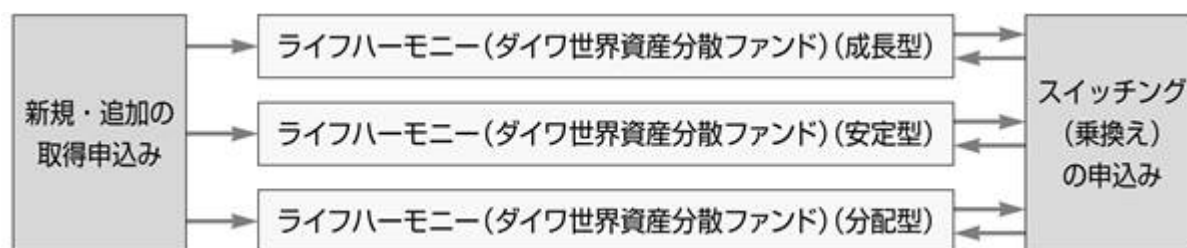
- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（安定型）」または「同（分配型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（成長型）」または「同（分配型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（成長型）」または「同（安定型）」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

2019年2月9日から2019年8月8日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。

申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

② ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）の受付は行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

③ 委託会社の各営業日（※）の午後3時までには受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。

（※）前②の申込受付中止日を除きます。

④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することがあります。受益者がスイッチング（乗換え）の申込みをする場合において、当該スイッチング（乗換え）にかかる取得申込みの受付が中止されたときには、当該スイッチング（乗換え）にかかる換金の申込みの受付を中止することがあります。

⑤ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」が

あります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

- ⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。

- ⑧ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

1. ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

2. ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分変更型（株式、債券、不動産投信、商品先物）））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

3. ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分変更型（株式、債券、不動産投信、商品先物）））
	決算頻度	年6回（隔月）
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分変更型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
- ・「年2回」…目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「年6回（隔月）」…目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）〉

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）〉

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）〉

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信		アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 資産複合 資産配分変 更型(株式、債券、不 動産投信、商品先物))	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
		アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分変 更型(株式、債券、不 動産投信、商品先物))	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

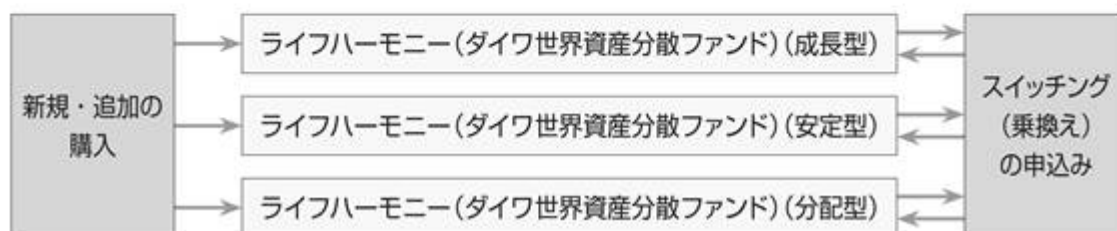
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 複数の投資信託証券への投資を通じて、内外の株式・債券・リートおよびコモディティに投資します。

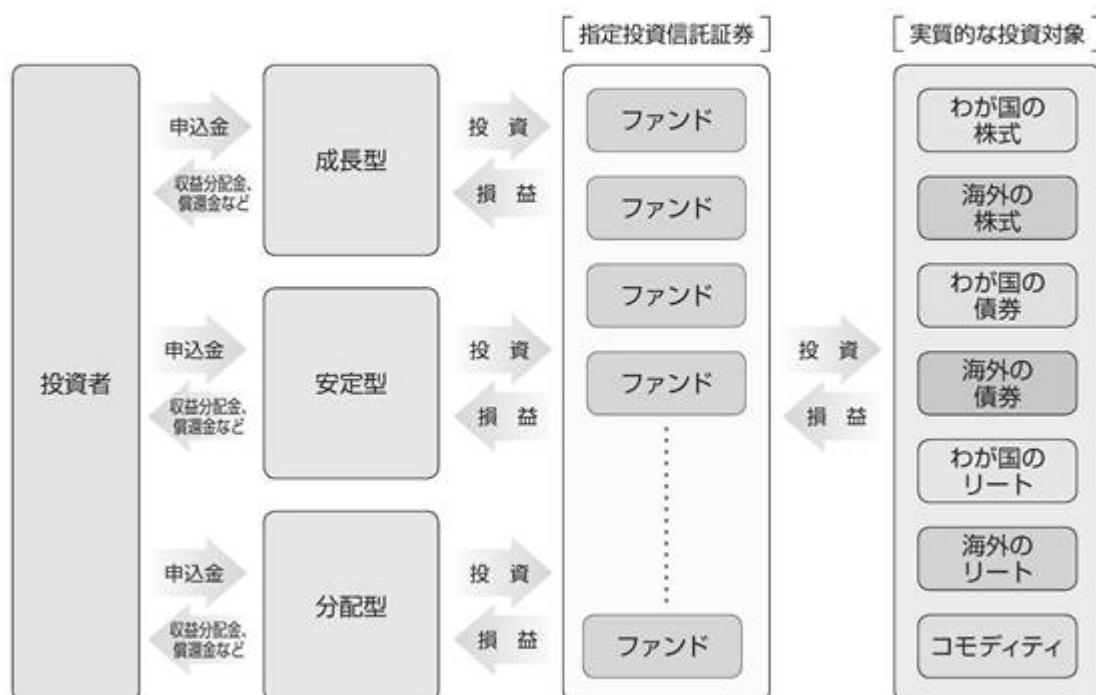
2 「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）」、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）」、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）」の3つのファンドがあります。

◆各ファンド間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。



ファンドの仕組み

●内外の株式・債券・リート（REIT）およびコモディティ（商品先物取引等）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



※くわしくは、「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

3 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、これを行ないます。

- ◆成長型は…成長性を重視して行ないます。
- ◆安定型は…リスク分散を重視して行ないます。
- ◆分配型は…分配を重視して行ないます。

- 投資信託証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. ～ 3.の運用が行なわれないことがあります。

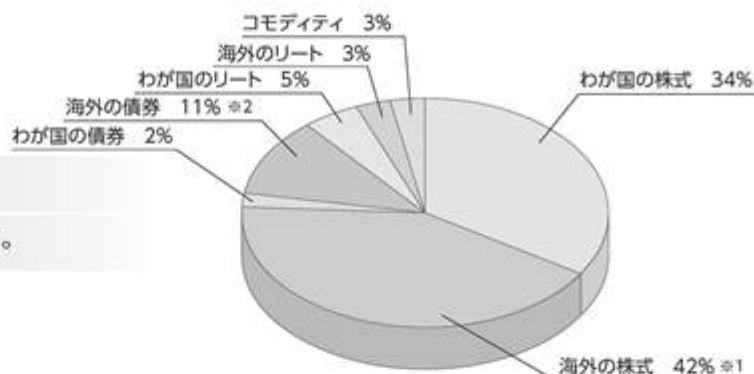
資産配分のイメージ

当ファンドは、中長期的な経済予測を背景とした投資対象資産の期待収益率、リスク、相関係数等の推計値に基づく株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、資産配分を行ないます。

以下の図は2018年12月時点で株式会社 大和ファンド・コンサルティングが推奨する、内外の株式・債券・リートおよびコモディティへの資産配分の当面のイメージを作成したものであり、今後、経済環境、市場環境等に対応して変更されることがあります。

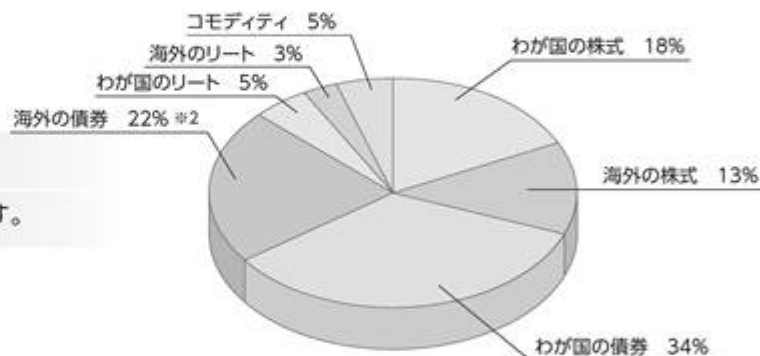
成長型

成長性を重視します。



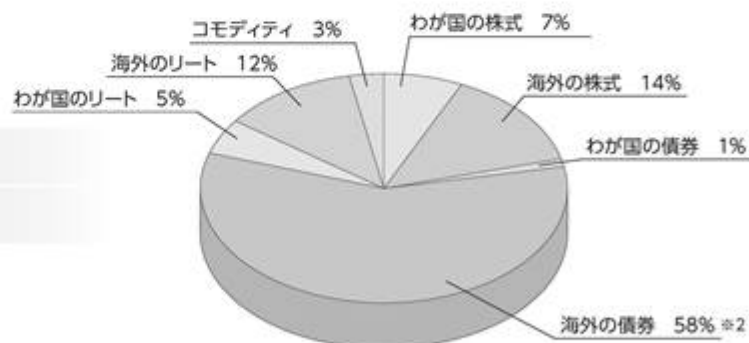
安定型

リスク分散を重視します。



分配型

分配を重視します。



	わが国の株式	海外の株式	わが国の債券	海外の債券	わが国のリート	海外のリート	コモディティ
成長型	34%	42% ※1	2%	11% ※2	5%	3%	3%
安定型	18%	13%	34%	22% ※2	5%	3%	5%
分配型	7%	14%	1%	58% ※2	5%	12%	3%

※1 新興国株式を含みます。

※2 新興国債券、世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）を含みます。

（注）助言会社が2018年12月時点で作成した当面のイメージであり、実際の資産配分比率とは異なります。

助言会社の概要

株式会社 大和ファンド・コンサルティング

設 立：2006年7月25日

住 所：東京都千代田区

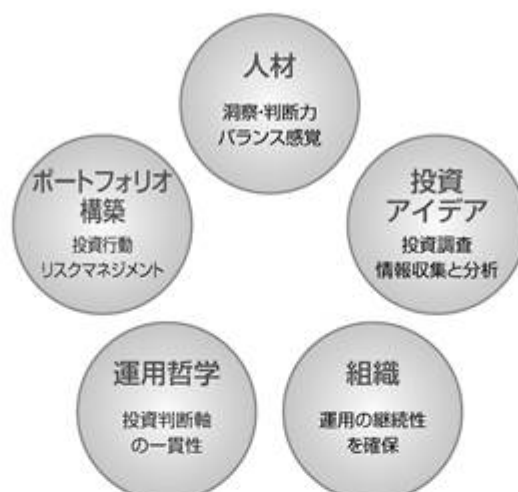
事業内容：ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、投資一任業務、
年金運用コンサルティング業務

ファンド運用の助言にかかるプロセス**〔 ファンド運用の助言体制 〕**

(注) 上記の助言体制は、変更になる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

【ファンド選定における着目点】



（注）上記の着目点については、見直しが行なわれる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

【ファンド選定プロセス】



（注）上記のプロセスについては、見直しが行なわれる場合があります。

4 3つのファンドは、それぞれ年2回または年6回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

成長型／安定型

毎年5月15日および11月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

〈収益分配のイメージ〉



分配型

毎年1、3、5、7、9、11月の各15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

〈収益分配のイメージ〉



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

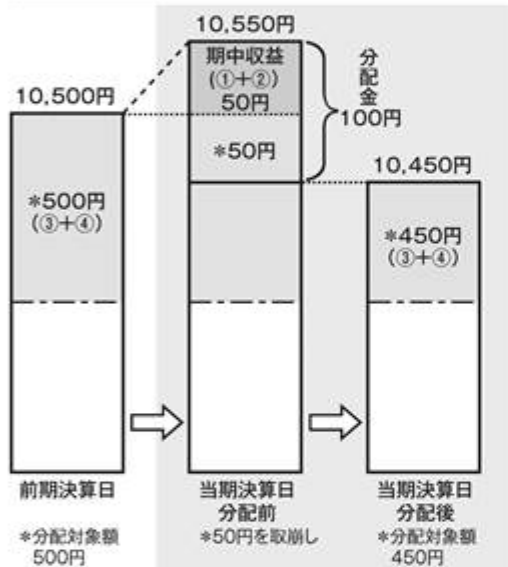
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



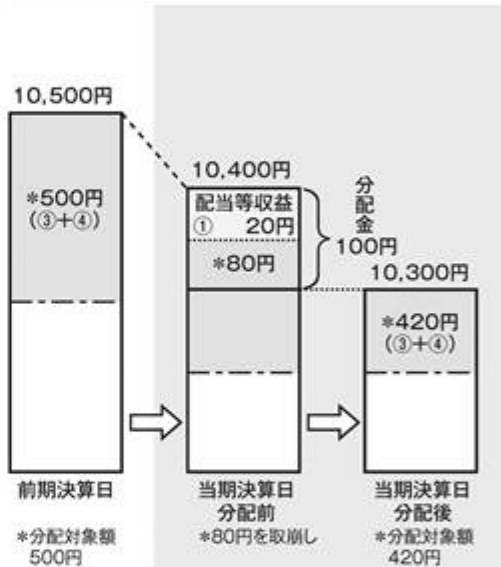
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

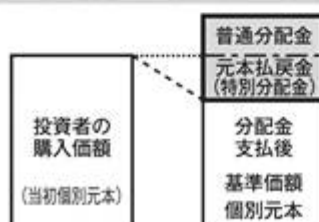


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

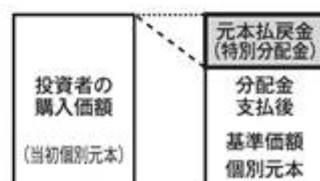
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ（特別分配金）減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

指定投資信託証券の概要

◆下記は、投資信託証券（指定投資信託証券等）について、2019年1月現在で委託会社が各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

投資信託証券	運用会社	主要投資対象	ベンチマーク
J Flag 中小型株ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	わが国の株式	—
DIAM国内株式アクティブ 市場型ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	アセットマネジメントOne株式会社		—
ダイワ／ウエリントン・グローバル・ オポチュニティーズ・ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	海外の株式	—
コクサイ計量株式ファンド (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント株式会社	世界の株式 (日本を除く。)	MSCIコクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)
アイルランド籍の外国証券投資法人 「マン・ファンズ・ピーエルシー」が 発行する「マン・ニューメリック・ エマージング・マーケット・エクイ ティ」のクラスI投資証券(円建)	ニューメリック・インベスターズ・ エルエルシー	新興国の株式	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (税引後配当込み)
マニユライフ日本債券アクティブ・ ファンドM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	マニユライフ・アセット・マネジメント 株式会社	わが国の債券	NOMURA-BPI (総合)
明治安田日本債券アクティブ・ ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント 株式会社		NOMURA-BPI (総合)
ベアリング外国債券ファンドM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	ベアリングス・ジャパン株式会社	海外の債券	FTSE世界国債インデックス (除く日本・円ベース)
ダイワ世界債券ファンドM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社		—
T. ロウ・プライス新興国債券 オープンM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和住銀投信投資顧問株式会社*	新興国の政府および 政府機関等の発行する 米ドル建ての債券等	JPモルガン・エマージング・ マーケット・ボンド・インデックス・ グローバル・ダイバーシファイド(円換算)
ダイワ米ドル建て新興国債券 ファンドM (FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	新興国の国家機関が 発行する米ドル建ての 債券	—
LM・ブランディワイン外国債券 ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)	レグ・メイソン・アセット・ マネジメント株式会社	海外の債券	—
ダイワ中長期世界債券ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用) ^(注)	大和証券投資信託委託株式会社	世界の債券 (日本を除く)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、5年超、ヘッジなし、 円ベース)
アイルランド籍の外国証券投資法人 「ゴールドマン・サックス・インスティ テュショナル・ファンズ・ピーエ ルシー」が発行する「グローバル・ ハイ・イールド・ポートフォリオII (FOFs用)」の投資証券(米ドル建)	ゴールドマン・サックス・アセット・ マネジメント・インターナショナル	欧米の企業により 発行された 高利回りの債券	ブルームバーグ・バークレイズUS コーポレート・ハイ・イールド・ インデックス

ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	大和証券投資信託委託株式会社	わが国のリート	—
ダイワ海外REIT・マザーファンド	大和証券投資信託委託株式会社	海外のリート	S&P先進国REIT指数 (除く日本、円換算)
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	大和証券投資信託委託株式会社		—
Daiwa "RICI" Fund (ダイワ "RICI" ファンド)	ダイワ・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド	米ドル建ての公社債等 およびコモディティ (商品先物取引等)	ロジャーズ国際コモディティ指数 ("RICI")

(注) については、2019年2月9日に追加予定です。

*大和住銀投信投資顧問株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社となる予定です。

◆ベンチマークについて

- MSCI コクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIとは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド (JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド) とは、J. P. Morgan Securities LLCが公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ. P. Morgan Securities LLCに帰属します。
- ブルームバーグ・パークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックスとは、米ドル建てハイ・イールド債市場のパフォーマンスをあらわすものです。
ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
- S&P先進国REIT指数（除く日本、円換算）の所有権およびその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLCが有しています。S&P Dow Jones Indices LLCは、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。
- Daiwa "RICI" Fund (ダイワ "RICI" ファンド) についての注記
[Daiwa "RICI" Fund] はJames Beeland Rogers, Jim Rogers またはBeeland Interests, Inc. (以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。) により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和証券投資信託委託株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。[Jim Rogers]、[Rogers International Commodity Index] および [RICI] は、James Beeland Rogers, Jim Rogers または Beeland Interests, Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年11月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

お申込者	
収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※4）	
お取扱窓口	販売会社 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など

↑ ↓ ※1

収益分配金、償還金など ↑ ↓ お申込金（※4）

委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、運用指図にあたっては、投資顧問会社（注2）の投資助言を受けま す。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
------	----------------	--

↓ 運用指図 ↑ ↓ ※2

損益 ↑ ↓ 信託金（※4）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
------	--	--

損益 ↑ ↓ 投資

投資対象	投資信託証券 など
------	-----------

(注1) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2) 投資顧問会社については、次のとおりです。

名称	関係業務の内容
株式会社 大和ファンド・コンサルティング	委託会社との投資顧問契約（※3）に基づき、委託会社に対して、信託財産の運用に関する投資助言を行ないます。

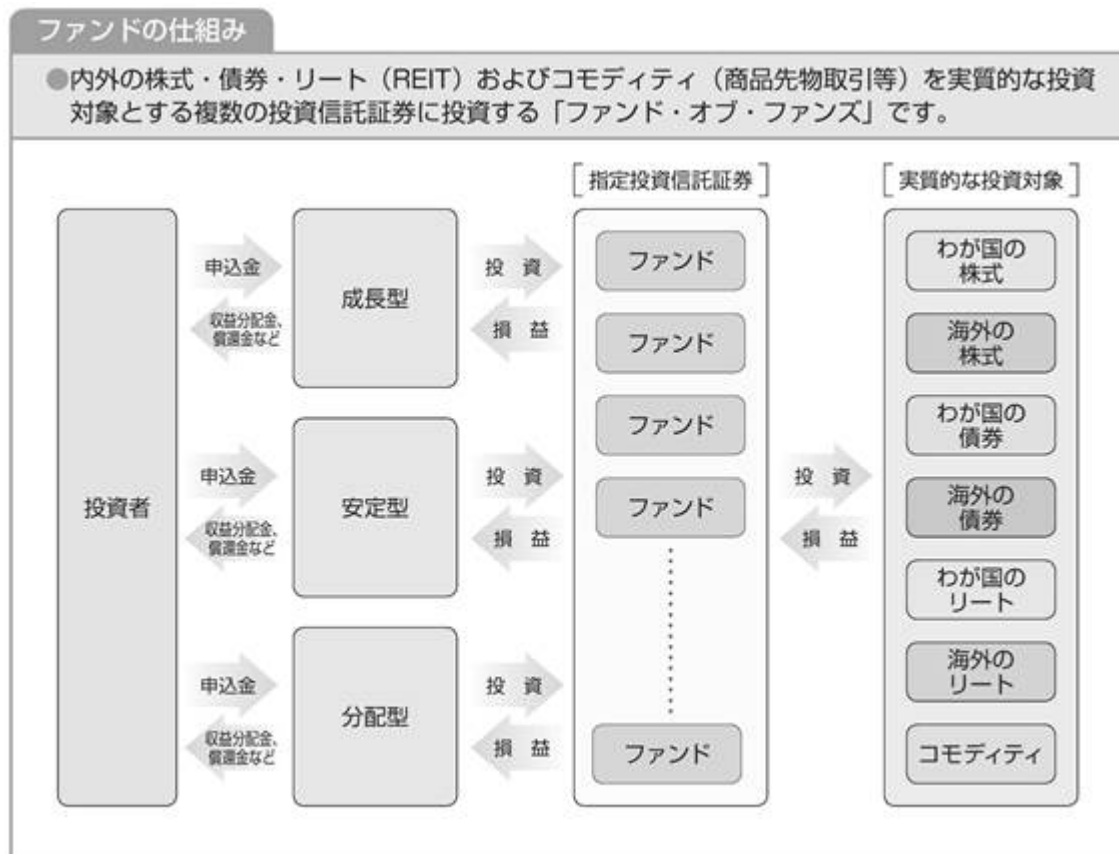
※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および方法、投資顧問報酬額および支払方法、運用の責任等が規定されています。事情により変更、解除されることもあります。

※4：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



<委託会社の概況（2018年11月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	設立登記
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
	（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

指定投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、内外の株式・債券・リート（REIT）およびコモディティ（商品先物取引等）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。

ロ. 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、成長型は成長性を重視して、安定型はリスク分散を重視して、分配型は分配を重視して、これを行ないます。

ハ. 投資信託証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ニ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

◆投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	指定投資信託証券 ※具体的な名称については、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。
選定の方針	投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、成長型は成長性を重視して、安定型はリスク分散を重視して、分配型は分配を重視して、これを行ないます。 ※具体的な内容については、後掲「助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス」をご参照下さい。

ファンド運用の助言にかかるプロセス

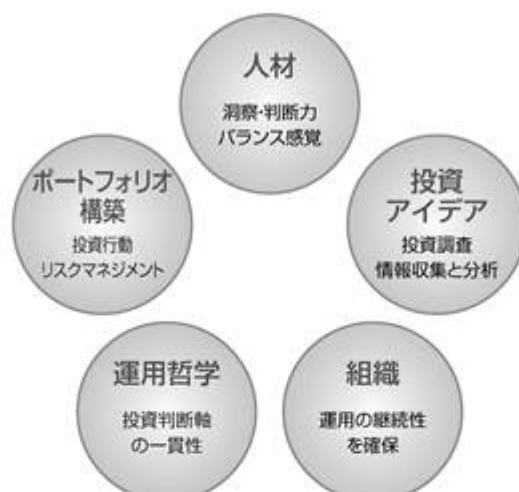
【ファンド運用の助言体制】



（注）上記の助言体制は、変更になる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

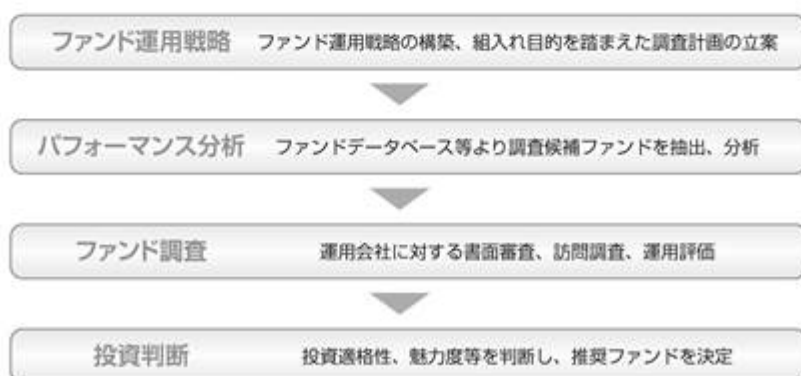
【ファンド選定における着目点】



(注) 上記の着目点については、見直しが行なわれる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

【ファンド選定プロセス】



(注) 上記のプロセスについては、見直しが行なわれる場合があります。

(2) 【投資対象】

＜各ファンド共通＞

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、指定投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます（組入対象となる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。）。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	J Flag中小型株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
委託会社の名称	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	D I A M国内株式アクティブ市場型ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）
委託会社の名称	アセットマネジメントOne株式会社

投資先ファンドの名称	ダイワ／ウェリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	世界（日本を除く）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR（預託証券）を含みます。）に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

投資先ファンドの名称	コクサイ計量株式ファンド（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
主要な投資対象	コクサイ計量株式マザーファンドの受益証券を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資します。
委託会社の名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「マン・ニューメリック・エマージング・マーケット・エクイティ」のクラスI投資証券（円建）
運用の基本方針	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。
主要な投資対象	新興国の株式や株式関連の派生商品を主な投資対象とします。
委託会社の名称	管理会社：マン・アセット・マネジメント（アイルランド）リミテッド 運用会社：ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー 管理事務代行会社：BNY メロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）ディーエーシー

投資先ファンドの名称	マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要な投資対象	主として、マニュライフ日本債券アクティブ・マザーファンド受益証券を通じてわが国の公社債に投資します。
委託会社の名称	マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	明治安田日本債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要な投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等
委託会社の名称	明治安田アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	ベアリング外国債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	中長期的な観点から、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）を上回る投資成果の獲得を目指して運用を行います。
主要な投資対象	BAM外国債券マザーファンドを通じて、信用度の高い世界各国の公社債に投資します。
委託会社の名称	ベアリングス・ジャパン株式会社

投資先ファンドの名称	ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	ダイワ高格付米ドル債マザーファンド、ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド、ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド、ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド、ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて外貨建ての公社債等に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

投資先ファンドの名称	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に実質的に投資を行うことにより、安定的かつ高水準のインカム収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

主要な投資対象	新興国債券マザーファンドを通じて、新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。（米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。）
委託会社の名称	大和住銀投信投資顧問株式会社*

* 大和住銀投信投資顧問株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となる予定です。

投資先ファンドの名称	ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	新興国債券マザーファンドを通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

投資先ファンドの名称	LM・ブランディワイン外国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	当ファンドは、主に「LM・ブランディワイン外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
主要な投資対象	LM・ブランディワイン外国債券マザーファンドを通じて、日本を除く世界の公社債に投資します。
委託会社の名称	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、5年超、ヘッジなし、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	世界債券5年超インデックス・マザーファンドを通じて外国の債券に投資します。
委託会社の名称	大和証券投資信託委託株式会社

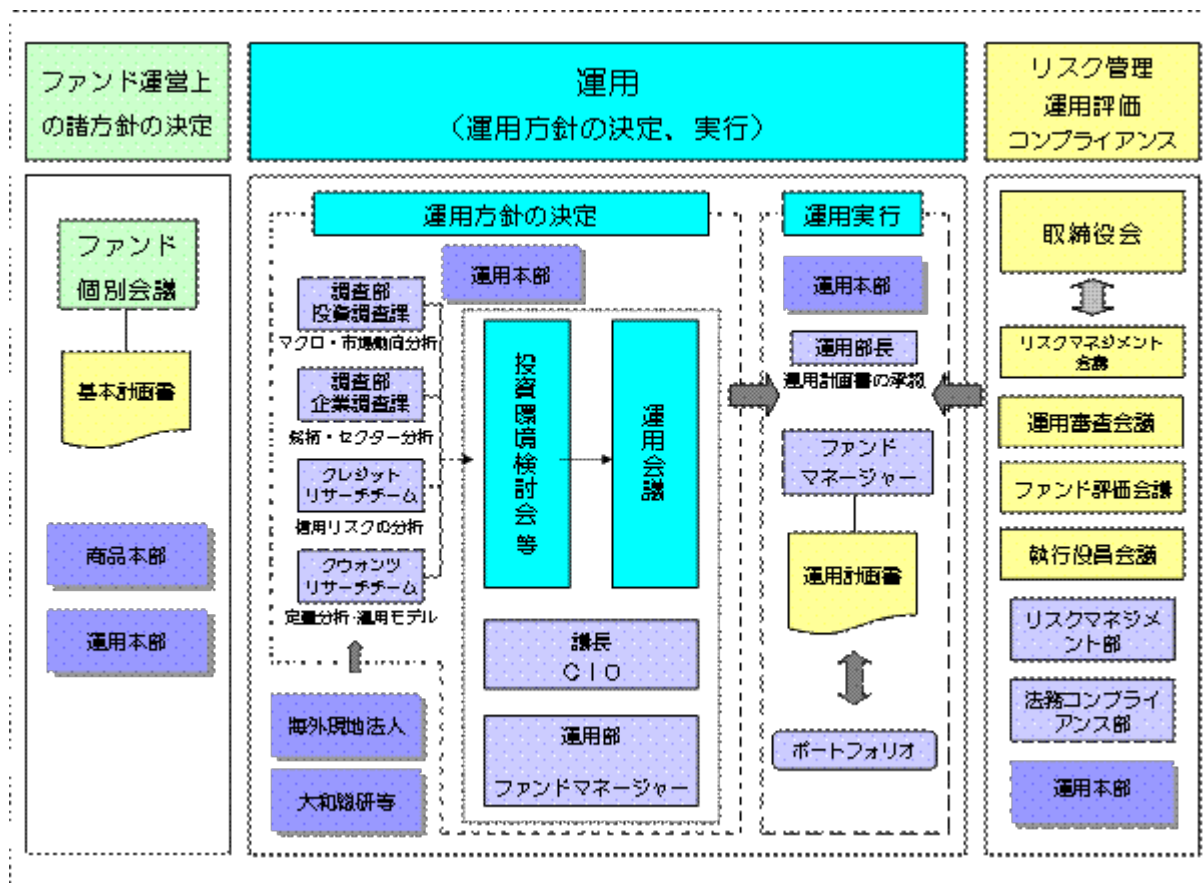
投資先ファンドの名称	アイルランド籍の外国証券投資法人「ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII（FOFs用）」の投資証券（米ドル建）
運用の基本方針	収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主要な投資対象	欧米の企業により発行された高利回りの債券
委託会社の名称	投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

投資先ファンドの名称	Daiwa “RICI” Fund（ダイワ“RICI”ファンド）
運用の基本方針	投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI”）に連動することをめざします。
主要な投資対象	信託財産の純資産総額の50%以上を米ドル建て公社債等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資します。
委託会社の名称	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン） 運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用指図にあたっては、投資顧問会社の投資助言を受けます。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ. ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ. 執行役員会議

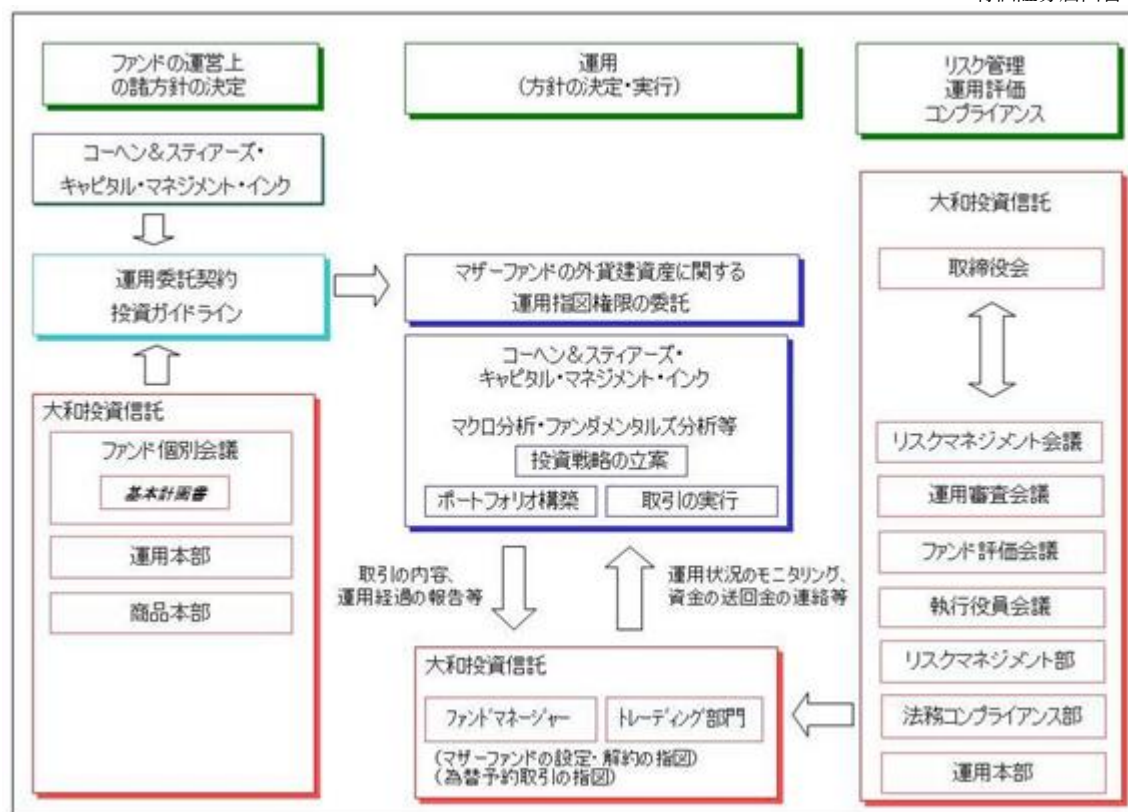
経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※海外リート部分にかかる運用体制について

（ダイワ海外REIT・マザーファンドおよびダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにかかるものを含みます。）



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、「ダイワ海外REIT・マザーファンド」および「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」では、投資顧問会社（本項においては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクを指すものとします。）に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ. リスク管理、運用評価、コンプライアンス

（前④に同じ。）

※ 上記の運用体制は2018年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）>

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）＞

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）＞

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。なお、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

＜各ファンド共通＞

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券（信託約款）
イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
ロ. 前イ.の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。
ハ. 委託会社は、指定投資信託証券に属する同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑥ 外国為替予約取引（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をい

す。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑦ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

〈参考〉指定投資信託証券の概要

◆本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券（指定投資信託証券）の投資態度、信託報酬、関係法人等について、委託会社が各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

- ・ 指定投資信託証券の委託会社等については、末尾の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照下さい。
- ・ 指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

1.J Flag中小型株ファンド(F0Fs用)（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度	① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して積極的に運用を行なうことを基本とします。 ② わが国の金融商品取引所上場株式の中から、委託者が管理する「投資除外銘柄」以外の上場株式を主な投資対象とします。「投資除外銘柄」は、一定時点の東京証券取引所市場第一部上場の銘柄中、時価総額上位300銘柄程度とし、委託者が定期的に更新を行ない管理します。なお、「投資除外銘柄」への該当は、取得時に判断されます。 ③ 運用の効率化をはかるため株価指数先物取引等を利用することがあります。 ④ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑤ 当ファンドは、原則としてファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、わが国の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券への投資は行いません。 ⑤ 株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 ⑥ 外貨建資産への投資は、行ないません。 ⑦ 派生商品の利用はヘッジ目的に限定します。
収益の分配	① 収益分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、収益分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（平成23年2月10日当初設定）
決算日	毎年3月20日および9月20日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.8856%（税抜0.82%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

2. D I A M国内株式アクティブ市場型ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下、同じ。）
投資態度	① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。 ② 運用にあたっては、企業調査に基づく個別銘柄選定（ボトムアップアプローチ）とマクロ環境や相場環境の変化等に注目した機動的な運用（トップダウンアプローチ）を併用します。 ③ 個別銘柄の選定にあたっては、企業調査に基づくファンダメンタルズ分析に加え、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社独自の定量モデルも活用し、企業の成長力や株価のバリュエーション等の観点から、魅力度の高い銘柄を選定します。 ④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑥ スワップ取引、金利先渡し取引および有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（平成27年9月9日当初設定）
決算日	毎年2月12日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.5238%（税抜0.485%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：アセットマネジメントOne株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

3. ダイワ／ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界（日本を除く、以下同じ）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR（預託証券）を含みます。）
投資態度	① 主として、世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等にはDR、REIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 ② 日本を除く世界の企業の中から、主として投下資本利益率の維持・改善に焦点を当て、将来の投下資本利益率を考慮したうえで割安であると考えられる企業の株式等に投資します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 株式等の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ⑤ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

信託期間	無期限（2014年9月10日当初設定）
決算日	毎年6月15日（第1計算期間は2015年6月15日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0584%（税抜0.98%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

4. コクサイ計量株式ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	コクサイ計量株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げることがあります。) ② 信託財産は、マザーファンドを通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、株式への実質投資割合(有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。 ③ マザーファンドは、計量分析を用いて投資対象のリターン予測を行うと同時に、ポートフォリオのリスク・リターン特性の最適化プロセスを経ることによりリスク管理を行い、信託財産の長期的な成長をめざします。 ④ 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 ⑤ MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当込、円ベース)を運用上のベンチマークとします。 ⑥ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに株式および為替の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ⑦ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。 ⑧ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
マザーファンドの 投資態度	① 信託財産は、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、株式への投資割合(有価証券先物取引およびインデックス連動型上場投資信託証券等を含みます。)は、原則として高位に保ちます。 ② 計量分析を用いて投資対象のリターン予測を行うと同時に、ポートフォリオのリスク・リターン特性の最適化プロセスを経ることによりリスク管理を行い、信託財産の長期的な成長をめざします。 ③ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。 ④ MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当込、円ベース)を運用上のベンチマークとします。 ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに株式および為替の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。 ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。 ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限（平成29年9月8日当初設定）

決算日	毎年2月15日(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.567%(税抜 年率0.525%)を上限とします。 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	MSCI コクサイ・インデックス(税引前配当込、円ベース)
ベンチマーク について	MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込、円ベース)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国で構成されているインデックスを円換算したものです。 また、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.の財産であり、「MSCI」はMSCI Inc.のサービスマークです。

5. マン・ファンズ・ピーエルシー/マン・ニューメリック・エマージング・マーケット・エクイティ

形態	アイルランド籍の外国投資法人/円建
運用の基本方針	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることが追求します。
主要投資対象	新興国の株式や株式関連の派生商品を主な投資対象とします。
投資態度	① 主として、新興国の株式に投資することにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることが追求します。 ② 銘柄選択においてはニューメリックが自社開発した定量運用モデルを用います。 ③ 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①有価証券(現物に限ります)の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ③流動性に欠ける資産の組入れは10%以下とします。 ④他の集团的投資スキームへの投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ⑤一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限 ※(2015年2月10日当初設定 Class I USD)
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運用報酬等:0.85% 事務代行費用等:最大0.30% その他外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社:マン・アセット・マネジメント(アイルランド)リミテッド 運用会社:ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー 管理事務代行会社:BNY メロン・ファンド・サービス(アイルランド)ディーエーシー
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み)
ベンチマーク について	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

6. マニユライフ日本債券アクティブ・ファンドM (F0Fs用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニユライフ日本債券アクティブ・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資態度	①マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。 ②NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債（ユーロ円債を含む）のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ③マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
マザーファンドの投資態度	①NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債（ユーロ円債を含む）のうち、主として投資適格債券に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引やクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ等を利用することがあります。 ③公社債の組入れ比率は原則として高位を維持します。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	①債券への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等の直接利用は行いません。 ④信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。 ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への投資は行いません。
収益の分配	①分配対象額の範囲 繰越控除分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象額についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限（平成23年3月8日当初設定）
決算日	毎月5日 （休業日の場合は翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。 ・純資産総額500億円以内 年0.324%（税抜0.30%） ・純資産総額500億円超1,000億円以内部分 年0.27%（税抜0.25%） ・純資産総額1,000億円超部分 年0.2106%（税抜0.195%） ほかに監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ベンチマークについて	NOMURA-BPI総合とは、野村證券株式会社の金融工学等研究部門が発表しているわが国の債券市場全体の動向を反映する投資収益指数（パフォーマンス）で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。野村證券株式会社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

7. 明治安田日本債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。このほか、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引（国債店頭オプション取引）、金利先物取引、円金利スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引等を行います。

投資態度	① 「NOMURA-BPI総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。 ② 投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託会社が別に定める格付会社のいずれかより取得時においてBBB格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券に加え、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引、金利先物取引、円金利スワップ取引およびクレジット・デリバティブ取引等とします。 ③ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。 ④ デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限りします。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	無期限（平成27年9月9日当初設定）
決算日	毎年2月26日および8月26日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	① 信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率0.3024%（税抜0.28%）以内とします。 ② 前①の信託報酬率は、毎月10日（休業日の場合翌営業日）における新発10年固定利付国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値、未発表の場合は直近終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 （新発10年固定利付国債の利回りが） イ. 1%未満の場合 …年率0.1944%（税抜0.18%） ロ. 1%以上の場合 …次に定める率 ・純資産総額500億円未満 年0.3024%（税抜0.28%） ・純資産総額500億円以上1,000億円未満部分 年0.2484%（税抜0.23%） ・純資産総額1,000億円以上部分 年0.1944%（税抜0.18%） 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA－BPI総合
ベンチマークについて	NOMURA－BPI（野村ボンド・パフォーマンス・インデックス）総合とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を表す代表的な指標です。NOMURA－BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

8. ベアリング外国債券ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型証券投資信託
運用の基本方針	中長期的な観点から、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）を上回る投資成果の獲得を目指して運用を行います。
主要投資対象	BAM外国債券マザーファンド受益証券
投資態度	① 主として、BAM外国債券マザーファンド受益証券に投資を行ない、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）を上回る投資成果を挙げることを目指します。 ② BAM外国債券マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則とします。 ③ ただし、資金動向等によっては組入率を引き下げることがあります。 ④ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 為替変動リスクに関しては、外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則行いません。

マザーファンドの投資態度	① 信用度の高い世界各国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。 ② ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンを獲得とリスクコントロールにつとめます。 ③ 為替変動リスクに関しては、外貨建資産について円に対する為替ヘッジは原則行いません。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限ります。）の行使等により取得した株券に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託期間	無期限（平成18年11月29日当初設定）
決算日	毎月5日（第1計算期間は信託契約締結日より平成19年1月5日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.378%（税抜0.35%）の率を乗じて得た額とします。他に信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息が、信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ベアリングス・ジャパン株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）
ベンチマークについて	「FTSE世界国債インデックス」とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

9. ダイワ世界債券ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	1. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券 2. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券 3. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券 4. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券 5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券 6. ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドの受益証券

投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて外貨建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② 米ドル、カナダドル、豪ドル、ユーロ等、英ポンドおよび北欧・東欧通貨[*]の各通貨建ての公社債等に均等に投資することをめざして、マザーファンドの組入比率を決定します（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、投資比率を見直します。）。 ＊北欧・東欧通貨とは、スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、チェコ・コルナ、ポーランド・ズロチ、ハンガリー・フォリント等とします。 ③ 外貨建ての公社債への投資にあたっては、マザーファンドを通じて以下の観点からポートフォリオを構築します。 イ. 実質的な投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。ただし、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて投資する場合は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等（以下「国家機関等の公社債等」といいます。）については、取得時においてA格相当以上とします。 ロ. 国家機関等の公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ハ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から7（年）程度の範囲を基本とします。 ニ. 金利リスク調整のため、投資対象とする通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
------	---

マザーファンドの
投資態度

[ダイワ高格付米ドル債マザーファンド]

- ① 主として米ドル建ての公社債、ABS（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、MBS（モーゲージ担保证券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）など（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 米ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
 - イ、各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上（S&PでAA－以上またはムーディーズでAa3以上）とすることを基本とします。
 - ロ、取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
 - ハ、政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の10%程度を上限とします。
- ニ、ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。
- ホ、金利リスク調整のため、米国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、米ドル建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。
- ④ 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

[ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド]

- ① 主としてカナダ・ドル建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ、投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA－以上）とすることを基本とします。
 - ロ、取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
 - ハ、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ニ、ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ、金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ④～⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）

[ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド]

- ① 主として豪ドル建ての公社債、ABS（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、MBS（モーゲージ担保证券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）など（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 豪ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
 - イ、各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上（S&PでAA－以上またはムーディーズでAa3以上もしくはフィッチでAA－以上）とすることを基本とします。
 - ロ、取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
 - ハ、政府・州およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ニ、ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。
- ホ、金利リスク調整のため、豪ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。

- ③ 為替については、豪ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ④～⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）
[ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド]
- ① 主としてユーロ建ての公社債、ABS（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、MBS（モーゲージ担保证券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）など（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② ユーロ建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
- イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上（S&PでAA－以上またはムーディーズでAa3以上）とすることを基本とします。
- ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ハ. 政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、ユーロ建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、ユーロ建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。
- ④～⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）
[ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド]
- ① 主として英ポンド建公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
- イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA－以上）とすることを基本とします。
- ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ハ. 国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、英ポンド建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 外貨建資産の投資にあたっては、英ポンド建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ④ 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）
[ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド]
- ① 主としてヨーロッパの通貨建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
- イ. 各通貨圏別の投資比率については、北欧・東欧通貨圏の通貨（注1）を信託財産の純資産総額の60%程度、ユーロ等（注2）を信託財産の純資産総額の40%程度とすることを基本とします。（ただし、北欧・東欧通貨圏の対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて各通貨圏別の配分比率を見直します。）
- 注1: 当ファンドにおける北欧・東欧通貨圏の通貨とは、主として、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、チェコ、ポーランドおよびハンガリー等の通貨を指しますが、この他、委託会社が北欧・東欧通貨圏の通貨に相当すると判断したヨーロッパの通貨を含みます。
- 注2: ヨーロッパ各国の金利水準が大きく変わる等、市場環境等によっては、ユーロに投資する比率の制約の範囲内で、ユーロ・北欧・東欧通貨圏以外のヨーロッパの通貨に投資することがあります。

	ロ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。 ハ. ただし、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等（以下「国家機関等の公社債等」といいます。）については、取得時においてA格相当以上とすることを基本とします。 ニ. 国家機関等の公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ホ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から7(年)程度の範囲を基本とします。 ヘ. 金利リスク調整のため、ヨーロッパの通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。 ③ 為替については、ヨーロッパの通貨建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。 ④ 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定および格付けの定義は、委託会社の社内規則に則って行ないます。 ⑤ (ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定)
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2006年9月28日当初設定）
決算日	毎月5日（第1計算期間は2006年11月5日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3888%（税抜0.36%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

10. T. ロウ・プライス新興国債券オープンM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に実質的に投資を行うことにより、安定的かつ高水準のインカム収益の確保と信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資態度	① 新興国債券マザーファンドを通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) ② JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) ② JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 ③ 組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資には制限を設けません。 ⑥ デリバティブの活用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。 ② 安定した分配を継続的に行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限(平成19年8月10日当初設定)
決算日	毎月5日(第1計算期間は平成19年9月5日まで)(休業日の場合翌営業日)
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6372%(税抜0.59%)の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社:大和住銀投信投資顧問株式会社* 受託会社:三井住友信託銀行株式会社 (マザーファンドの投資顧問会社:ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド)
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)
ベンチマークについて	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド)とは、J.P. Morgan Securities LLCが公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)とは、米ドルベースのJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドを大和住銀投信投資顧問株式会社*が円換算したものです。

* 大和住銀投信投資顧問株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社となる予定です。

11. ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM(F0Fs用) (適格機関投資家専用)

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡し取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡し取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2014年2月10日当初設定）
決算日	毎月8日（第1計算期間は2014年3月8日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.324%（税抜0.3%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

12. LM・ブランディワイン外国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主に「LM・ブランディワイン外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。
主要投資対象	LM・ブランディワイン外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資態度	① LM・ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ② LM・ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主に、日本を除く世界の公社債に投資します。 ② 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 ③ 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB－／Baa3以上）の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。 ④ 運用の指図に関する権限をブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託します。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑥ 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限（平成26年3月10日当初設定）
決算日	毎年3月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は平成27年 3月 16日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.4104%（税抜0.38%）の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率0.05%を合計上限額とします。）が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

13. ダイワ中長期世界債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、5年超、ヘッジなし、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界債券5年超インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、外国の債券に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、5年超、ヘッジなし、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ③ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、外国の債券に投資し、投資成果をFTSE世界国債インデックス（除く日本、5年超、ヘッジなし、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月10日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.29268%（税抜0.271%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、5年超、ヘッジなし、円ベース）

ベンチマークについて	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
------------	---

14. ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII（FOFS用）

形態/表示通貨	アイルランド籍外国投資証券/米ドル建て
運用の基本方針	収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主要投資対象	主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。また、固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
投資態度	①主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。 ②固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。 ③外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。（一時的に10%を超える場合を除く。） ③一発行会社の発行する株式について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資は行いません。 ④私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等流動性に欠ける資産について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。 ⑤一発行会社の発行する有価証券について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。
収益の分配	原則として毎月分配を行う方針です。
信託期間	無期限（クラス設定日：平成20年2月12日）
決算日	原則として毎年12月31日
管理報酬等	投資顧問会社報酬：年率0.75% 管理事務代行および保管報酬：年0.15%を上限とし、年3万米ドルを下限とします。 その他の諸費用：管理会社報酬、登録・名義書換事務代行報酬及び受益者サービス報酬のほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、有価証券等売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
ファンドの関係法人	管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド 投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス
ベンチマークについて	ブルームバーグ・バークレイズUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックスとは、米ドル建てハイ・イールド債市場のパフォーマンスをあらわすものです。 ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

(注) 上記投資信託証券の純資産価格については、算出日における当該投資信託証券への資金の流出入の動向を反映して、一定の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

15. ダイワJ－REITアクティブ・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

主要投資対象	わが国の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。
投資態度	① わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ② 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ、個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。 ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への直接投資は、行ないません。 ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信託期間	無期限（2005年11月14日当初設定）
決算日	毎年5月10日および11月10日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

16. ダイワ海外REIT・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	海外の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資態度	①主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 ②投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ. S & P先進国REIT指数（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ロ. 個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への直接投資は、行ないません。 ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信託期間	無期限（2006年11月28日当初設定）
決算日	毎年3月15日および9月15日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	S & P先進国REIT指数（除く日本、円換算）
ベンチマークについて	S & P先進国REIT指数（除く日本、円換算）の所有権およびその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLCが有しています。S&P Dow Jones Indices LLCは、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

17. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	海外の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資態度	① 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。 ② 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への直接投資は、行ないません。 ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信託期間	無期限（2005年6月24日当初設定）
決算日	毎年3月15日および9月15日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和証券投資信託委託株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

18. Daiwa “RICI” Fund（ダイワ “RICI” ファンド）

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国証券投資信託／米ドル建て
運用目的	投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI”）に連動することをめざします。
投資方針	① 信託財産の純資産総額の50%以上を米ドル建て公社債等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することで、ロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI”）に連動する投資成果をめざします。 ② 米ドル建て短期公社債等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期公社債等に投資します。また、投資対象には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書などへの投資も含みますが、これに限定いたしません。 ③ 信託財産の純資産総額の50%未満の部分で商品先物取引および商品先渡取引に投資します。 ④ 当ファンドの純資産に占める、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の割合はおおよそ10－30パーセントの範囲でおこないます。（また、最大でも、純資産の50%以下とします。） ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
設定日	2006年11月13日
決算日	毎年4月30日

管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 管理報酬等：0.415%（管理会社代行サービス報酬を含みます。） 受託報酬等：0.175%（管理事務代行報酬および資産保管会社の報酬を含みます。） 運用報酬等：0.41% 合計：1.00% その他、外国投資信託に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド（ケイマン） 受託会社：G.A.S.（ケイマン）リミテッド 運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 資産保管会社：SMT Trustees (Ireland) Limited 管理事務代会社：SMT Fund Services (Ireland) Limited 管理会社代行サービス会社：大和証券投資信託委託株式会社
ロジャーズ国際 コモディティ指数 （“ RICI ”）とは	・RICIは、世界中の経済活動に広く利用されているコモディティ（商品）の値動きを表します。 ・RICIは、38種類（2018年11月末現在）の商品先物で構成される指数です。 ・RICIは、1998年8月より計算および公表を行なっております。 ・RICIを構成する品目とその比率は、ジム・ロジャーズが議長をつとめるRICI委員会において、各品目の需要見通しおよび先物市場の流動性等を勘案して決定されます。 ・RICIは、投資可能性を考慮に入れた実用性の高い指数です。
注記	「Daiwa “ RICI ” Fund」はJames Beeland Rogers、Jim Rogers またはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和証券投資信託委託株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers または Beeland Interests, Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

【指定投資信託証券の委託会社等について】

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

平成11年11月	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
平成11年12月	投資顧問業（助言）登録
平成12年 5月	投資一任業務認可取得
平成13年 4月	投資信託委託業認可取得
平成19年 9月	金融商品取引法施行にともなう金融商品取引業者の登録

アセットマネジメントOne株式会社

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成28年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に变更

大和証券投資信託委託株式会社

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年4月1日	営業開始
昭和60年11月8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成7年5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成7年9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー

1989年	米国のマサチューセッツ州ボストン市で創業。米国株式戦略の運用を開始
1995年	アルゴリズム・トレーディングを導入
1998年	米国以外の株式戦略の運用を開始
2004年	プライベート・エクイティ会社のTAアソシエイツがニューメリック株式の50%超の株式を取得
2010年	新興国株式戦略の運用を開始
2014年	ロンドン上場の運用会社マン・グループがニューメリック株式の82%を取得、グループ傘下に統合

マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社

平成16年 4月 8日	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社設立
平成17年10月 7日	社団法人日本投資顧問業協会 [※] 加入
平成19年 9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
平成28年 4月28日	第二種金融商品取引業登録
平成28年 7月 1日	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
平成29年10月 2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

※平成24年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

明治安田アセットマネジメント株式会社

1986年11月	コスモ投信株式会社設立
1998年10月	ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
2000年 2月	商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
2000年 7月	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
2009年 4月	商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
2010年10月	安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

ベアリングス・ジャパン株式会社

昭和57年1月	ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社、東京駐在員事務所開設
昭和61年1月	日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
昭和62年2月	投資顧問業者として登録
昭和62年6月	投資一任契約業認可取得
平成7年1月	ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更
平成7年9月	ベアリング投信株式会社に商号を変更
平成7年11月	投資信託委託業認可取得
平成11年4月	ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成19年9月	投資助言・代理業、投資運用業登録
平成21年6月	第二種金融商品取引業登録
平成28年9月	マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ傘下のバプソン・キャピタル・マネジメント・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、コーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、ウッド・クリーク・キャピタル・マネジメント・LLCが経営統合し、新ベアリングスが誕生。
平成29年10月	ベアリングス・ジャパン株式会社に商号を変更

大和住銀投信投資顧問株式会社

1973年6月 大和投資顧問株式会社設立

1999年2月 証券投資信託委託業の認可取得

1999年4月 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社（注）へ商号を変更

（注）大和住銀投信投資顧問株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となる予定です。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年4月28日	会社設立
平成10年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日	投資顧問業登録
平成11年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月1日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年9月30日	金融商品取引業登録

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年2月6日	会社設立
平成14年4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、主として、内外の株式・債券・不動産投資信託証券およびコモディティ（商品先物取引等）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の株式市場は、欧米等の先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）（ハイ・イールド債や新興国公社債等の格付けの低い公社債については、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リーの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リーの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

- ・リーの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーの価格が大幅に下落することも想定されます。

- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。

- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ、リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ、組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 商品先物取引等による運用に伴うリスク

商品先物等の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引等による運用を行ないますので、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

- ・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
- ・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
- ・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
- ・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
- ・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 外国証券への投資に伴うリスク

イ、為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ、カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）の発生や、証券の決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きなカントリー・リスクが伴い、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

⑥ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

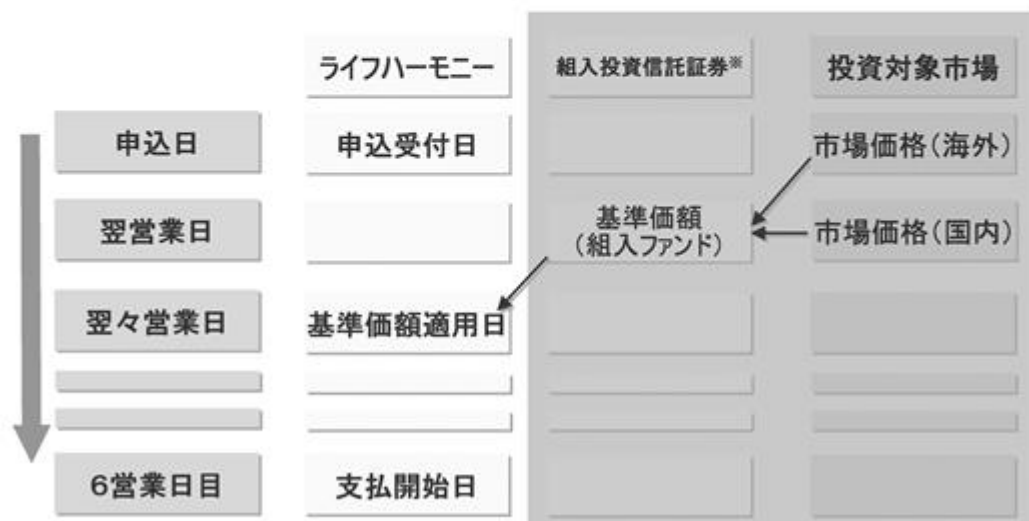
(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあります。
- ② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

◎基準価額算出日および換金代金の支払日について

- 一般的な投資信託の基準価額は、当日のわが国の市場価格に基づいて計算されます。
（海外の有価証券については、時差の関係から前日の市場価格等取得可能な直近の価格に基づいて計算されます。）
- 当ファンドの基準価額は、組入投資信託証券*の前営業日の基準価額に基づき算出されます。このため、株式、公社債等の有価証券の価格が当ファンドの基準価額に反映されるのは、一般的な投資信託と比較して1営業日遅れることとなります。
- 当ファンドの購入、換金を行なう場合、上記の理由により、申込受付日の翌々営業日の基準価額による設定、解約とし、一般的な投資信託と比較して有価証券の価格が1営業日遅れて反映されることに対応しています。
- なお、換金代金については、原則として換金の申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。



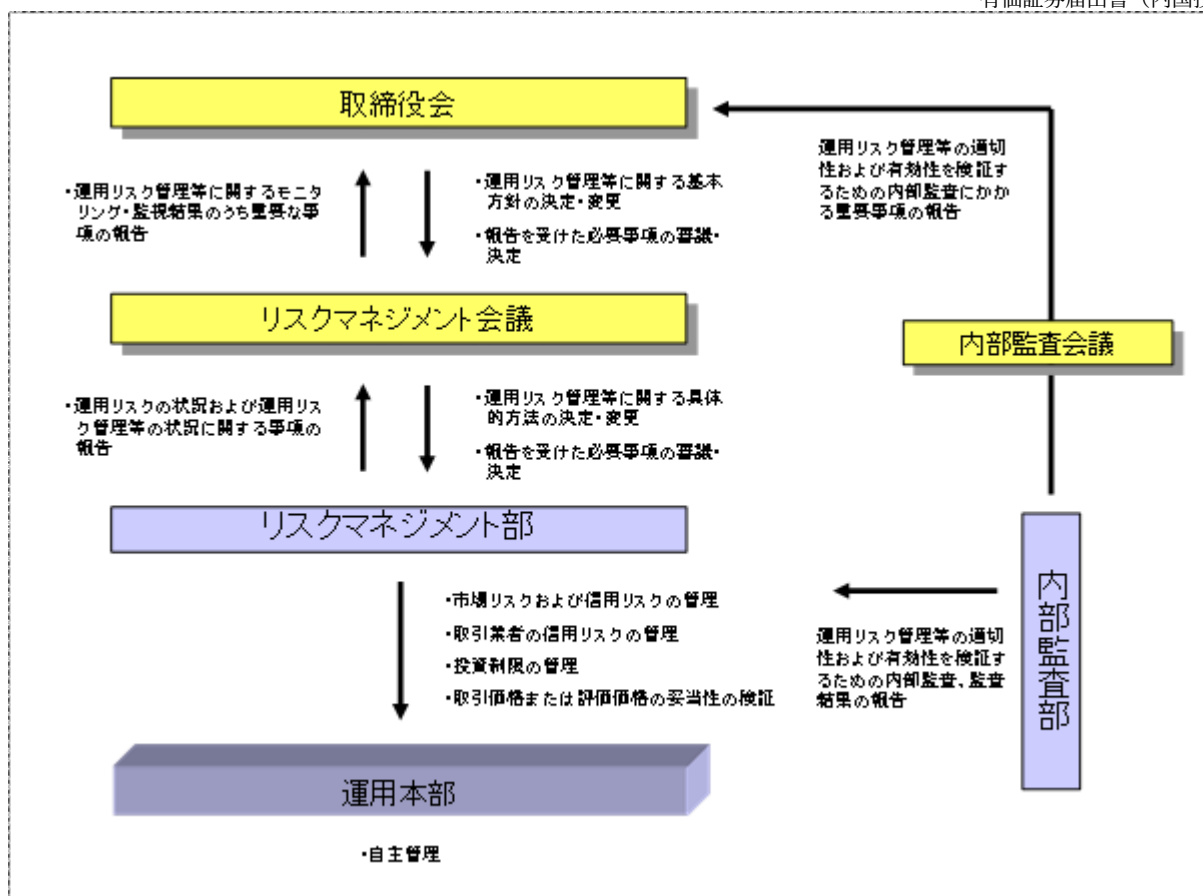
※マザーファンドおよび外国籍の投資信託証券を除きます。マザーファンドについては、計算日の基準価額、また、外国籍の投資信託証券については、計算時において知りうる直近の日の基準価額となります。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

当社は、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

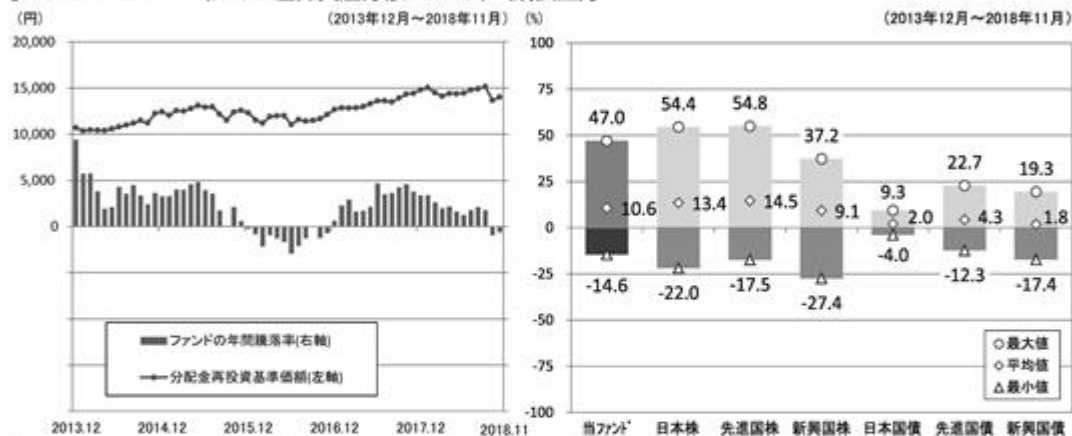
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

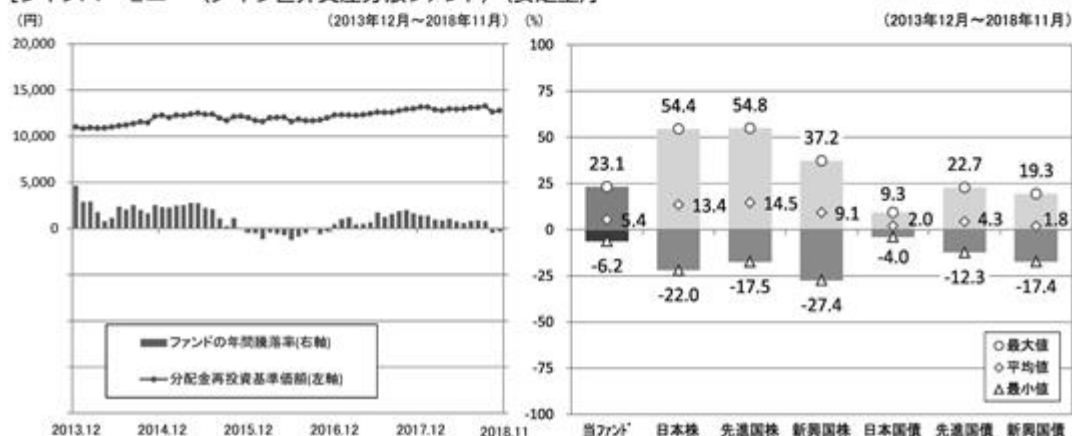
ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

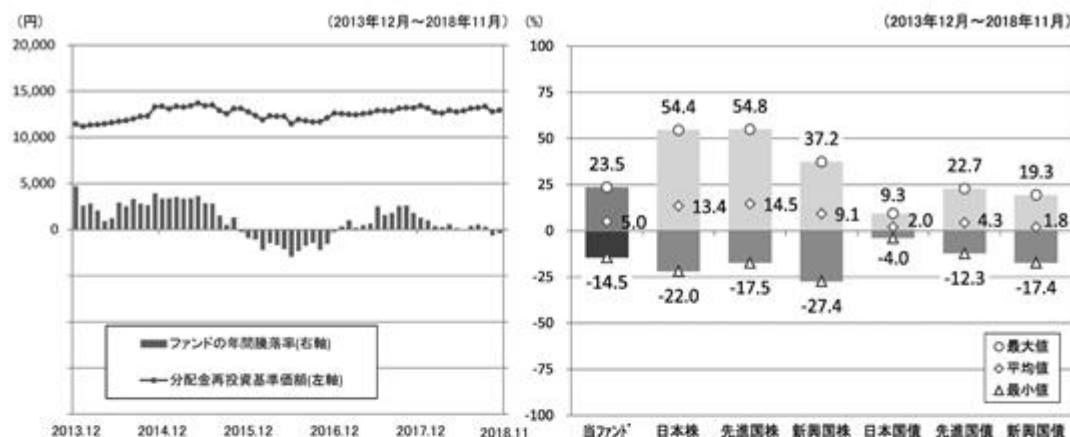
【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）】



【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）】



【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

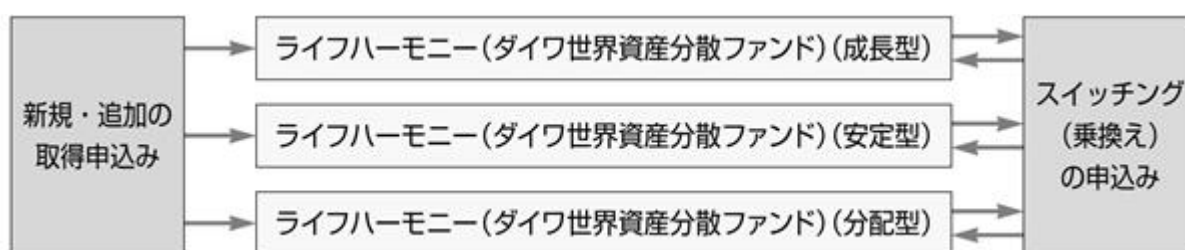
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（安定型）」または「同（分配型）」の受益権の取得申込みを行なう

こと、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（成長型）」または「同（分配型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（成長型）」または「同（安定型）」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2528%（税抜1.16%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.47% （税抜）	年率0.65% （税抜）	年率0.04% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの投資助言を行なう株式会社 大和ファンド・コンサルティングに対して、日々の純資産総額に年率0.1512%（税抜0.14%）を乗じた額を、委託会社が受ける信託報酬から支払うものとします。
- ⑥ 委託会社は、「ダイワ海外REIT・マザーファンド」および「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社（コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク）が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

<ダイワ海外REIT・マザーファンド>

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超 500億円以下の部分	年率0.47%
500億円超 1,000億円以下の部分	年率0.42%
1,000億円超 2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超の部分	年率0.30%

<ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド>

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超 1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超 2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

- ⑦ 当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値 （2018年12月時点）	
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）	1.85%±0.20%程度
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）	1.67%±0.20%程度
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）	1.66%±0.20%程度

[実質的な信託報酬について]



※信託報酬は税込、年率です。

（注1）国内籍投資信託の場合、信託報酬のほか、監査報酬等の費用が別途かかります。また、外国籍投資信託／投資法人の場合、外国籍投資信託／投資法人の設立費用、監査費用等の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

（注2）各指定投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は2019年2月8日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（4）【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜投資対象ファンドより支弁する手数料等＞

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬等を支弁します。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税
イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収[※]され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）上記は、2018年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）】

(1) 【投資状況】（2018年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		4,924,336,614	87.12
	内 日本	4,774,267,648	84.47
	内 ケイマン諸島	150,068,966	2.66
投資証券		217,647,459	3.85
	内 アイルランド	217,647,459	3.85
親投資信託受益証券		453,989,256	8.03
	内 日本	453,989,256	8.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		56,311,829	1.00
純資産総額		5,652,285,158	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2018年11月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	コクサイ計量株式ファンド	日本	投資信託受益証券	1,581,563,515	1.0764 1,702,394,968	1.0674 1,688,160,895	29.87
2	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託受益証券	1,139,456,093	1.2159 1,385,464,664	1.2214 1,391,731,671	24.62
3	ダイワ／ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	日本	投資信託受益証券	428,033,326	1.3050 558,583,490	1.3158 563,206,250	9.96
4	J Flag 中小型株ファンド	日本	投資信託受益証券	96,161,605	5.1431 494,568,751	5.3789 517,243,657	9.15

5	ベアリング外国債券ファンドM	日本	投資信託受益証券	460,484,557	0.8598 395,924,622	0.8642 397,950,754	7.04
6	ダイワリーRETアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	110,295,039	2.5869 285,322,237	2.6201 288,984,031	5.11
7	ダイワ海外RET・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	94,906,951	1.7296 164,151,063	1.7386 165,005,225	2.92
8	DAIWA RICIFUND	ケイマン諸島	投資信託受益証券	22,327.06	6,849.27 152,924,165	6,721.39 150,068,966	2.66
9	MAN FUNDS PLC MAN NUMERIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY SHARES	アイルランド	投資証券	13,198.42	8,524.00 112,503,298	8,613.00 113,677,957	2.01
10	T. ロウ・プライス新興国債券 オープンM	日本	投資信託受益証券	115,462,415	0.9538 110,128,051	0.9378 108,280,652	1.92
11	明治安田日本債券アクティブ・ ファンド	日本	投資信託受益証券	100,012,787	1.0734 107,353,725	1.0768 107,693,769	1.91
12	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルランド	投資証券	10,888.05	9,637.00 104,928,225	9,548.95 103,969,502	1.84

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	87.12%
投資証券	3.85%
親投資信託受益証券	8.03%
合計	99.00%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5計算期間末 (2009年5月15日)	23,716,193,382	23,758,442,293	0.5613	0.5623
第6計算期間末 (2009年11月16日)	21,299,002,573	21,333,307,886	0.6206	0.6216
第7計算期間末 (2010年5月17日)	18,840,919,603	18,870,148,906	0.6446	0.6456
第8計算期間末 (2010年11月15日)	15,259,045,530	15,283,672,431	0.6196	0.6206
第9計算期間末 (2011年5月16日)	13,583,067,526	13,604,370,662	0.6376	0.6386
第10計算期間末 (2011年11月15日)	10,125,721,959	10,143,589,519	0.5667	0.5677
第11計算期間末 (2012年5月15日)	8,947,521,231	8,962,468,351	0.5986	0.5996
第12計算期間末 (2012年11月15日)	8,411,391,512	8,425,067,909	0.6150	0.6160
第13計算期間末 (2013年5月15日)	12,019,786,401	12,032,502,090	0.9453	0.9463
第14計算期間末 (2013年11月15日)	11,070,665,583	11,082,323,527	0.9496	0.9506
第15計算期間末 (2014年5月15日)	10,425,513,288	10,436,069,181	0.9876	0.9886
第16計算期間末 (2014年11月17日)	9,749,241,076	10,299,146,104	1.0637	1.1237
第17計算期間末 (2015年5月15日)	9,123,493,541	9,813,777,065	1.0574	1.1374
第18計算期間末 (2015年11月16日)	8,530,428,980	8,538,681,137	1.0337	1.0347
第19計算期間末 (2016年5月16日)	7,794,904,371	7,802,887,696	0.9764	0.9774

第20計算期間末 (2016年11月15日)	7,218,423,187	7,225,886,102	0.9672	0.9682
第21計算期間末 (2017年5月15日)	7,083,105,625	7,246,613,343	1.0830	1.1080
第22計算期間末 (2017年11月15日)	6,395,830,634	6,508,051,927	1.1399	1.1599
2017年11月末日	6,427,380,008	—	1.1490	—
12月末日	6,517,150,387	—	1.1779	—
2018年1月末日	6,566,027,985	—	1.1964	—
2月末日	6,278,424,038	—	1.1537	—
3月末日	6,080,661,805	—	1.1235	—
4月末日	6,136,123,719	—	1.1467	—
第23計算期間末 (2018年5月15日)	6,254,928,722	6,260,273,059	1.1704	1.1714
5月末日	6,090,436,138	—	1.1437	—
6月末日	6,089,506,657	—	1.1490	—
7月末日	6,237,766,989	—	1.1780	—
8月末日	6,203,333,096	—	1.1864	—
9月末日	6,267,108,761	—	1.2056	—
10月末日	5,571,270,027	—	1.0857	—
第24計算期間末 (2018年11月15日)	5,672,872,348	5,677,980,999	1.1104	1.1114
11月末日	5,652,285,158	—	1.1142	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	0.0010
第6計算期間	0.0010
第7計算期間	0.0010
第8計算期間	0.0010
第9計算期間	0.0010
第10計算期間	0.0010
第11計算期間	0.0010
第12計算期間	0.0010
第13計算期間	0.0010
第14計算期間	0.0010
第15計算期間	0.0010
第16計算期間	0.0600
第17計算期間	0.0800

第18計算期間	0.0010
第19計算期間	0.0010
第20計算期間	0.0010
第21計算期間	0.0250
第22計算期間	0.0200
第23計算期間	0.0010
第24計算期間	0.0010

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第5計算期間	4.5
第6計算期間	10.7
第7計算期間	4.0
第8計算期間	△3.7
第9計算期間	3.1
第10計算期間	△11.0
第11計算期間	5.8
第12計算期間	2.9
第13計算期間	53.9
第14計算期間	0.6
第15計算期間	4.1
第16計算期間	13.8
第17計算期間	6.9
第18計算期間	△2.1
第19計算期間	△5.4
第20計算期間	△0.8
第21計算期間	14.6
第22計算期間	7.1
第23計算期間	2.8
第24計算期間	△5.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第5計算期間	146,457,470	8,753,663,028
第6計算期間	174,331,888	8,112,124,909
第7計算期間	87,948,824	5,175,979,920
第8計算期間	90,424,969	4,692,826,888

第9計算期間	109,538,759	3,433,303,312
第10計算期間	32,861,750	3,468,438,305
第11計算期間	102,534,970	3,022,974,996
第12計算期間	13,881,109	1,284,604,208
第13計算期間	54,037,056	1,014,745,093
第14計算期間	31,770,357	1,089,514,656
第15計算期間	48,015,562	1,150,066,823
第16計算期間	15,931,238	1,406,740,996
第17計算期間	164,280,572	700,820,321
第18計算期間	174,387,524	550,774,206
第19計算期間	50,452,144	319,284,268
第20計算期間	9,999,089	530,408,873
第21計算期間	43,278,982	965,885,701
第22計算期間	47,944,322	977,188,397
第23計算期間	48,506,858	315,234,520
第24計算期間	46,096,581	281,781,954

（参考情報）運用実績

●ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

2018年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,142円
純資産総額	56億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	2.7%
3カ月間	-6.0%
6カ月間	-2.5%
1年間	-2.9%
3年間	11.4%
5年間	35.4%
設定来	40.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 20円 設定来分配金合計額: 2,440円

決算期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
	13年5月	13年11月	14年5月	14年11月	15年5月	15年11月	16年5月	16年11月	17年5月	17年11月	18年5月	18年11月
分配金	10円	10円	10円	600円	800円	10円	10円	10円	250円	200円	10円	10円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金を支払わない場合もあります。

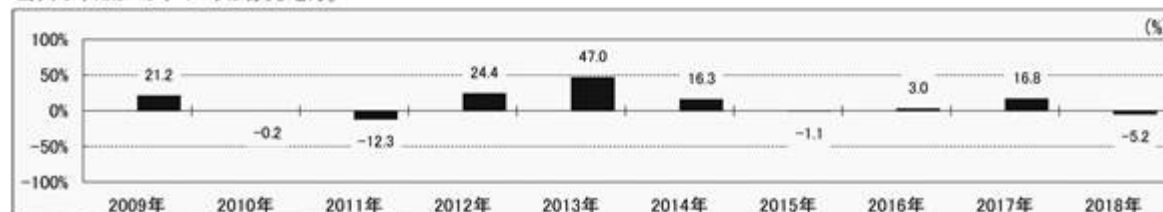
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
外国株式	3	41.8%	コクサイ計量株式ファンド	外国株式	29.9%
国内株式	2	33.8%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	24.6%
外国債券	3	10.8%	ダイワノウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	外国株式	10.0%
国内リート	1	5.1%	J Flag 中小型株ファンド	国内株式	9.2%
外国リート	1	2.9%	ベアリング外国債券ファンドM	外国債券	7.0%
コモディティ	1	2.7%	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	国内リート	5.1%
国内債券	1	1.9%	ダイワ海外REIT・マザーファンド	外国リート	2.9%
			ダイワ「RICI」ファンド	コモディティ	2.7%
			マン・ニューメリック・エマージング・マーケット・エクイティ クラスI	外国株式	2.0%
コール・ローン、その他		1.0%	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	外国債券	1.9%
合計	12	100.0%	合計		95.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2018年は11月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）】

(1) 【投資状況】（2018年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		1,616,210,417	89.11
	内 日本	1,535,525,980	84.67
	内 ケイマン諸島	80,684,437	4.45
投資証券		34,262,345	1.89
	内 アイルランド	34,262,345	1.89
親投資信託受益証券		145,969,089	8.05
	内 日本	145,969,089	8.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		17,190,320	0.95
純資産総額		1,813,632,171	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2018年11月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託受益証券	340,343,944	1.0734 365,325,189	1.0768 366,482,358	20.21
2	マニユライフ日本債券アクティブ・ファンドM	日本	投資信託受益証券	217,758,275	1.1714 255,082,043	1.1751 255,887,748	14.11
3	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託受益証券	204,232,807	1.2157 248,305,843	1.2214 249,449,950	13.75
4	コクサイ計量株式ファンド	日本	投資信託受益証券	217,609,272	1.0764 234,234,621	1.0674 232,276,136	12.81
5	ベアリング外国債券ファンドM	日本	投資信託受益証券	230,945,170	0.8598 198,566,658	0.8642 199,582,815	11.00
6	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	35,216,367	2.5869 91,101,220	2.6201 92,270,403	5.09
7	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託受益証券	93,728,766	0.9538 89,398,497	0.9378 87,898,836	4.85

8	DAIWA RICIFUND	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	12,004.12	6,849.27 82,219,533	6,721.39 80,684,437	4.45
9	J Flag 中小型株ファンド	日本	投資信 託受益 証券	13,445,964	5.1431 69,153,937	5.3789 72,324,495	3.99
10	LM・ブランディワイン外国債券ファ ンド	日本	投資信 託受益 証券	65,207,249	1.1008 71,780,139	1.0984 71,623,642	3.95
11	ダイワ海外REIT・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	30,886,165	1.7296 53,420,711	1.7386 53,698,686	2.96
12	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルラ ンド	投資証 券	3,588.07	9,637.00 34,578,284	9,548.95 34,262,345	1.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	89.11%
投資証券	1.89%
親投資信託受益証券	8.05%
合計	99.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
--	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------

第5計算期間末 (2009年5月15日)	7,286,152,123	7,335,272,854	0.7415	0.7465
第6計算期間末 (2009年11月16日)	6,781,590,227	6,825,093,966	0.7792	0.7842
第7計算期間末 (2010年5月17日)	6,272,414,068	6,312,164,296	0.7890	0.7940
第8計算期間末 (2010年11月15日)	5,528,433,943	5,564,324,061	0.7702	0.7752
第9計算期間末 (2011年5月16日)	5,109,163,357	5,142,171,880	0.7739	0.7789
第10計算期間末 (2011年11月15日)	3,905,882,717	3,932,612,524	0.7306	0.7356
第11計算期間末 (2012年5月15日)	3,619,748,266	3,643,608,870	0.7585	0.7635
第12計算期間末 (2012年11月15日)	3,595,630,741	3,618,872,703	0.7735	0.7785
第13計算期間末 (2013年5月15日)	3,866,987,805	3,886,569,905	0.9874	0.9924
第14計算期間末 (2013年11月15日)	3,654,047,545	3,672,858,461	0.9713	0.9763
第15計算期間末 (2014年5月15日)	3,330,350,755	3,347,025,694	0.9986	1.0036
第16計算期間末 (2014年11月17日)	2,853,730,721	2,948,395,196	1.0551	1.0901
第17計算期間末 (2015年5月15日)	2,493,911,395	2,601,537,587	1.0427	1.0877
第18計算期間末 (2015年11月16日)	2,352,412,363	2,363,933,180	1.0209	1.0259
第19計算期間末 (2016年5月16日)	2,225,469,232	2,236,561,474	1.0032	1.0082
第20計算期間末 (2016年11月15日)	2,107,897,897	2,118,676,693	0.9778	0.9828
第21計算期間末 (2017年5月15日)	2,144,337,668	2,154,661,621	1.0385	1.0435
第22計算期間末 (2017年11月15日)	2,079,117,602	2,098,630,662	1.0655	1.0755
2017年11月末日	2,087,303,577	—	1.0687	—
12月末日	2,090,479,426	—	1.0833	—
2018年1月末日	2,076,505,316	—	1.0836	—
2月末日	2,017,629,663	—	1.0614	—

3月末日	1,995,781,353	—	1.0525	—
4月末日	2,013,729,665	—	1.0672	—
第23計算期間末 (2018年5月15日)	2,000,464,969	2,009,797,874	1.0717	1.0767
5月末日	1,973,900,576	—	1.0587	—
6月末日	1,986,481,197	—	1.0624	—
7月末日	2,009,875,043	—	1.0731	—
8月末日	1,998,421,177	—	1.0747	—
9月末日	2,030,257,426	—	1.0868	—
10月末日	1,799,611,671	—	1.0366	—
第24計算期間末 (2018年11月15日)	1,818,142,899	1,826,877,868	1.0407	1.0457
11月末日	1,813,632,171	—	1.0419	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	0.0050
第6計算期間	0.0050
第7計算期間	0.0050
第8計算期間	0.0050
第9計算期間	0.0050
第10計算期間	0.0050
第11計算期間	0.0050
第12計算期間	0.0050
第13計算期間	0.0050
第14計算期間	0.0050
第15計算期間	0.0050
第16計算期間	0.0350
第17計算期間	0.0450
第18計算期間	0.0050
第19計算期間	0.0050
第20計算期間	0.0050
第21計算期間	0.0050
第22計算期間	0.0100
第23計算期間	0.0050
第24計算期間	0.0050

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第5計算期間	3.5
第6計算期間	5.8
第7計算期間	1.9
第8計算期間	△1.7
第9計算期間	1.1
第10計算期間	△4.9
第11計算期間	4.5
第12計算期間	2.6
第13計算期間	28.3
第14計算期間	△1.1
第15計算期間	3.3
第16計算期間	9.2
第17計算期間	3.1
第18計算期間	△1.6
第19計算期間	△1.2
第20計算期間	△2.0
第21計算期間	6.7
第22計算期間	3.6
第23計算期間	1.1
第24計算期間	△2.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第5計算期間	58,893,305	1,398,665,579
第6計算期間	90,168,431	1,213,284,049
第7計算期間	67,251,654	819,956,553
第8計算期間	45,281,785	817,303,915
第9計算期間	72,955,314	649,274,145
第10計算期間	41,054,780	1,296,797,981
第11計算期間	53,095,821	626,936,486
第12計算期間	16,305,949	140,034,380
第13計算期間	20,081,170	752,053,639
第14計算期間	21,664,469	175,901,218
第15計算期間	83,730,302	510,925,575
第16計算期間	24,101,970	654,390,651
第17計算期間	87,464,974	400,471,118
第18計算期間	48,196,323	135,725,931

第19計算期間	27,879,739	113,594,834
第20計算期間	21,390,464	84,079,537
第21計算期間	59,154,030	150,122,787
第22計算期間	8,591,119	122,075,695
第23計算期間	17,310,146	102,035,162
第24計算期間	77,379,933	196,967,008

（参考情報）運用実績

●ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

2018年11月30日現在

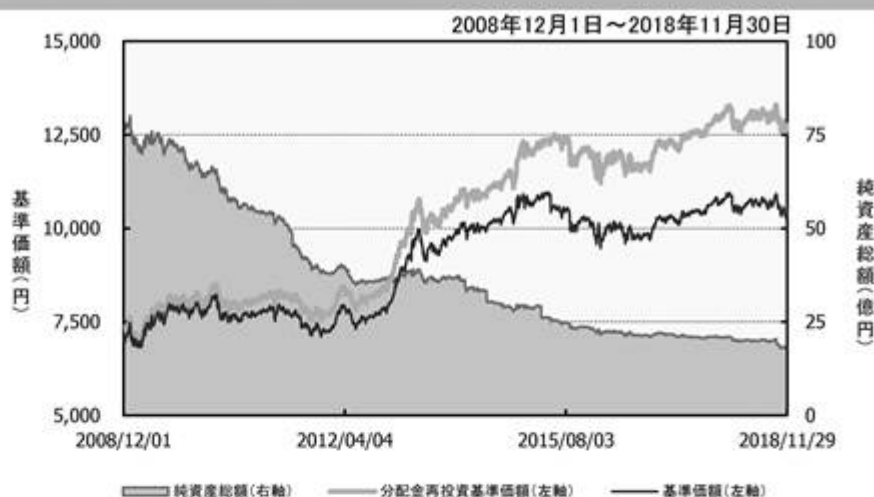
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,419円
純資産総額	18億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.0%
3カ月間	-2.6%
6カ月間	-1.1%
1年間	-1.6%
3年間	5.0%
5年間	18.4%
設定来	27.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 100円 設定来分配金合計額: 1,950円

決算期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
	13年5月	13年11月	14年5月	14年11月	15年5月	15年11月	16年5月	16年11月	17年5月	17年11月	18年5月	18年11月
分配金	50円	50円	50円	350円	450円	50円	50円	50円	50円	100円	50円	50円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

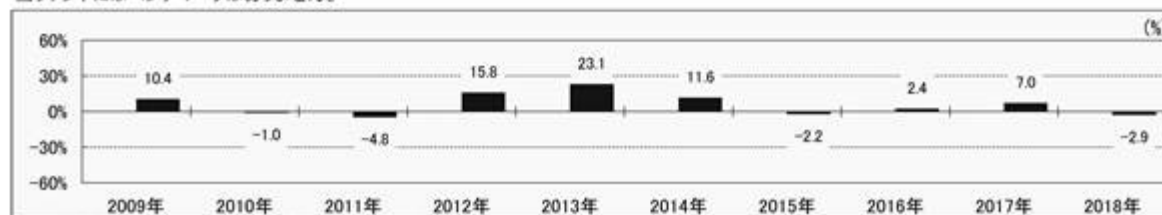
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
国内債券	2	34.3%	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	国内債券	20.2%
外国債券	4	21.7%	マニライフ日本債券アクティブ・ファンドM	国内債券	14.1%
国内株式	2	17.7%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	13.8%
外国株式	1	12.8%	コクサイ計量株式ファンド	外国株式	12.8%
国内リート	1	5.1%	ベアリング外国債券ファンドM	外国債券	11.0%
コモディティ	1	4.4%	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	国内リート	5.1%
外国リート	1	3.0%	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	外国債券	4.8%
			ダイワ"RICI"ファンド	コモディティ	4.4%
			J Flag 中小型株ファンド	国内株式	4.0%
コール・ローン、その他		0.9%	LM・ブランディワイン外国債券ファンド	外国債券	3.9%
合計	12	100.0%	合計		94.2%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2018年は11月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）】

(1) 【投資状況】（2018年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		6,721,720,187	75.22
	内 日本	6,479,858,193	72.52
	内 ケイマン諸島	241,861,994	2.71
投資証券		603,546,273	6.75
	内 アイルランド	603,546,273	6.75
親投資信託受益証券		1,538,923,563	17.22
	内 日本	1,538,923,563	17.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		71,608,452	0.80
純資産総額		8,935,798,475	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2018年11月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ベアリング外国債券ファンドM	日本	投資信託受益証券	1,993,728,738	0.8598 1,714,207,969	0.8642 1,722,980,375	19.28
2	ダイワ世界債券ファンドM	日本	投資信託受益証券	2,540,583,770	0.6768 1,719,467,095	0.6763 1,718,196,803	19.23
3	コクサイ計量株式ファンド	日本	投資信託受益証券	1,148,689,251	1.0764 1,236,449,109	1.0674 1,226,110,906	13.72
4	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	466,176,769	2.3430 1,092,252,192	2.3470 1,094,116,876	12.24
5	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託受益証券	745,122,842	0.9538 710,698,166	0.9378 698,776,201	7.82
6	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルランド	投資証券	63,205.48	9,637.00 609,111,688	9,548.95 603,546,273	6.75
7	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託受益証券	484,879,937	1.2159 589,565,515	1.2214 592,232,355	6.63

8	ダイワJ-REITアクティブ・マ ザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	169,767,065	2.5869 439,170,421	2.6201 444,806,687	4.98
9	ダイワ米ドル建て新興国債券 ファンドM	日本	投資信 託受益 証券	450,785,606	0.9792 441,409,265	0.9694 436,991,566	4.89
10	DAIWA RICI FUND	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	35,983.9	6,849.27 246,463,640	6,721.39 241,861,994	2.71
11	明治安田日本債券アクティブ・ ファンド	日本	投資信 託受益 証券	78,538,250	1.0734 84,302,957	1.0768 84,569,987	0.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	75.22%
投資証券	6.75%
親投資信託受益証券	17.22%
合計	99.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5特定期間末 (2009年5月15日)	43,874,772,013	44,306,547,160	0.6096	0.6156

第6特定期間末 (2009年11月16日)	39,321,789,924	39,680,756,188	0.6571	0.6631
第7特定期間末 (2010年5月17日)	35,090,977,180	35,411,950,457	0.6560	0.6620
第8特定期間末 (2010年11月15日)	29,135,422,410	29,415,129,530	0.6250	0.6310
第9特定期間末 (2011年5月16日)	25,974,936,472	26,225,858,076	0.6211	0.6271
第10特定期間末 (2011年11月15日)	19,288,844,610	19,495,322,052	0.5605	0.5665
第11特定期間末 (2012年5月15日)	16,823,158,384	16,938,459,806	0.5836	0.5876
第12特定期間末 (2012年11月15日)	15,422,821,340	15,527,366,060	0.5901	0.5941
第13特定期間末 (2013年5月15日)	18,856,075,174	18,952,996,113	0.7782	0.7822
第14特定期間末 (2013年11月15日)	16,544,281,891	16,634,021,592	0.7374	0.7414
第15特定期間末 (2014年5月15日)	15,945,688,992	16,028,199,509	0.7730	0.7770
第16特定期間末 (2014年11月17日)	16,583,322,172	16,660,664,133	0.8577	0.8617
第17特定期間末 (2015年5月15日)	15,855,242,550	15,928,125,114	0.8702	0.8742
第18特定期間末 (2015年11月16日)	14,460,834,296	14,530,041,753	0.8358	0.8398
第19特定期間末 (2016年5月16日)	12,736,637,967	12,803,304,152	0.7642	0.7682
第20特定期間末 (2016年11月15日)	11,510,350,508	11,557,838,610	0.7272	0.7302
第21特定期間末 (2017年5月15日)	11,335,521,212	11,378,776,403	0.7862	0.7892
第22特定期間末 (2017年11月15日)	10,589,290,853	10,628,786,377	0.8043	0.8073
2017年11月末日	10,465,128,022	—	0.8011	—
12月末日	10,545,781,715	—	0.8156	—
2018年1月末日	10,191,136,463	—	0.7976	—
2月末日	9,773,094,038	—	0.7700	—
3月末日	9,604,296,546	—	0.7608	—
4月末日	9,768,004,923	—	0.7783	—

第23特定期間末 (2018年5月15日)	9,764,291,465	9,789,302,230	0.7808	0.7828
5月末日	9,563,515,674	—	0.7676	—
6月末日	9,551,178,417	—	0.7748	—
7月末日	9,559,802,698	—	0.7873	—
8月末日	9,476,312,954	—	0.7918	—
9月末日	9,409,611,824	—	0.7981	—
10月末日	8,925,860,851	—	0.7654	—
第24特定期間末 (2018年11月15日)	8,997,759,196	9,021,014,122	0.7738	0.7758
11月末日	8,935,798,475	—	0.7717	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5特定期間	0.0180
第6特定期間	0.0180
第7特定期間	0.0180
第8特定期間	0.0180
第9特定期間	0.0180
第10特定期間	0.0180
第11特定期間	0.0160
第12特定期間	0.0120
第13特定期間	0.0120
第14特定期間	0.0120
第15特定期間	0.0120
第16特定期間	0.0120
第17特定期間	0.0120
第18特定期間	0.0120
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0110
第21特定期間	0.0090
第22特定期間	0.0090
第23特定期間	0.0080
第24特定期間	0.0060

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第5特定期間	7.6

第6特定期間	10.7
第7特定期間	2.6
第8特定期間	△2.0
第9特定期間	2.3
第10特定期間	△6.9
第11特定期間	7.0
第12特定期間	3.2
第13特定期間	33.9
第14特定期間	△3.7
第15特定期間	6.5
第16特定期間	12.5
第17特定期間	2.9
第18特定期間	△2.6
第19特定期間	△7.1
第20特定期間	△3.4
第21特定期間	9.4
第22特定期間	3.4
第23特定期間	△1.9
第24特定期間	△0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第5特定期間	507,967,839	12,970,166,639
第6特定期間	328,641,966	12,461,309,973
第7特定期間	375,610,873	6,719,683,544
第8特定期間	229,139,627	7,106,832,526
第9特定期間	411,370,817	5,208,956,799
第10特定期間	231,032,431	7,638,392,716
第11特定期間	211,594,317	5,799,145,706
第12特定期間	85,536,376	2,774,711,998
第13特定期間	81,354,434	1,987,299,634
第14特定期間	81,773,847	1,877,083,333
第15特定期間	54,602,338	1,861,898,479
第16特定期間	124,194,707	1,416,333,679
第17特定期間	68,318,748	1,183,168,041
第18特定期間	56,562,714	975,339,342
第19特定期間	68,448,110	703,766,083
第20特定期間	109,826,745	947,005,482

第21特定期間	20,526,706	1,431,497,168
第22特定期間	22,009,058	1,275,231,571
第23特定期間	13,608,402	673,400,097
第24特定期間	20,904,242	898,823,946

（参考情報）運用実績

●ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

2018年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,717円
純資産総額	89億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.1%
3カ月間	-2.0%
6カ月間	1.3%
1年間	-1.9%
3年間	-1.5%
5年間	16.3%
設定来	29.2%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：140円 設定来分配金合計額：3,810円

決算期	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期	第72期
	17年1月	17年3月	17年5月	17年7月	17年9月	17年11月	18年1月	18年3月	18年5月	18年7月	18年9月	18年11月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	20円	20円	20円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

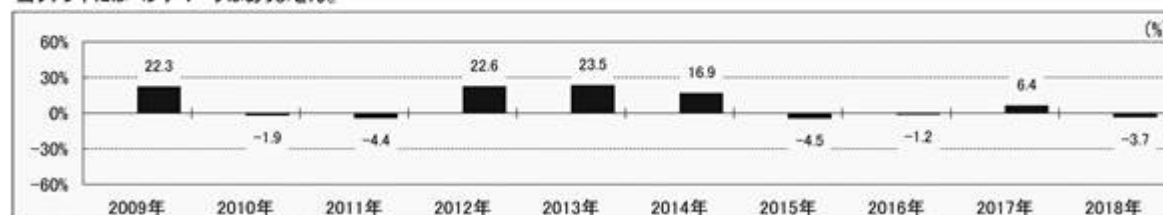
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
外国債券	5	58.0%	ベアリング外国債券ファンドM	外国債券	19.3%
外国株式	1	13.7%	ダイワ世界債券ファンドM	外国債券	19.2%
外国リート	1	12.2%	コクサイ計量株式ファンド	外国株式	13.7%
国内株式	1	6.6%	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	外国リート	12.2%
国内リート	1	5.0%	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	外国債券	7.8%
コモディティ	1	2.7%	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ	外国債券	6.8%
国内債券	1	0.9%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	6.6%
			ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	国内リート	5.0%
			ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM	外国債券	4.9%
コール・ローン、その他		0.8%	ダイワ"RICI"ファンド	コモディティ	2.7%
合計	11	100.0%	合計		98.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2018年は11月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・指定投資信託証券：原則として、計算日の前営業日（外国籍投資信託については原則として計算時において知り得る直近の日）の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・ダイワ“RICI”ファンドの受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）＞

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）＞

毎年5月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年5月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）＞

毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると
きは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公
告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付しま
す。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告
を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.まで
の規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信
託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異
議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を
請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事
項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告
書）を毎計算期末（ただし、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）につい
ては毎年5月および11月の計算期末）に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付
します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める
運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、
これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載しま
す。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の
公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了
の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないとき
は、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

投資顧問会社と委託会社との投資顧問契約は、原則として当ファンドの信託期間終了まで存続しま
す。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（平成30年5月16日から平成30年11月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,736,510	—
コール・ローン	101,378,253	99,212,578
投資信託受益証券	5,479,094,883	4,934,813,125
投資証券	234,728,244	217,616,466
親投資信託受益証券	484,404,619	464,468,601
未収入金	3,000,000	—
未収配当金	—	623,403
流動資産合計	6,304,342,509	5,716,734,173
資産合計	6,304,342,509	5,716,734,173
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,344,337	5,108,651
未払解約金	4,582,347	—
未払受託者報酬	1,352,819	1,327,664
未払委託者報酬	37,880,200	37,175,913
その他未払費用	254,084	249,597
流動負債合計	49,413,787	43,861,825
負債合計	49,413,787	43,861,825
純資産の部		
元本等		
元本	※1 5,344,337,013	※1 5,108,651,640
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	910,591,709	564,220,708
（分配準備積立金）	888,060,173	836,391,613
元本等合計	6,254,928,722	5,672,872,348
純資産合計	6,254,928,722	5,672,872,348
負債純資産合計	6,304,342,509	5,716,734,173

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 平成29年11月16日 至 平成30年5月15日	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
営業収益		
受取配当金	13,699,808	12,387,549
受取利息	520	1,775
有価証券売買等損益	213,257,176	△ 289,220,092
為替差損益	△ 14,872,557	12,935,985
営業収益合計	212,084,947	△ 263,894,783
営業費用		
支払利息	23,845	26,498
受託者報酬	1,352,819	1,327,664
委託者報酬	※ 1 37,880,200	※ 1 37,175,913
その他費用	758,798	773,309
営業費用合計	40,015,662	39,303,384
営業利益又は営業損失（△）	172,069,285	△ 303,198,167
経常利益又は経常損失（△）	172,069,285	△ 303,198,167
当期純利益又は当期純損失（△）	172,069,285	△ 303,198,167
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,406,404	△ 2,187,862
期首剰余金又は期首欠損金（△）	784,765,959	910,591,709
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,620,397	7,762,429
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,620,397	7,762,429
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,113,191	48,014,474
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,113,191	48,014,474
分配金	※ 2 5,344,337	※ 2 5,108,651
期末剰余金又は期末欠損金（△）	910,591,709	564,220,708

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
1. ※1 期首元本額	5,611,064,675円	5,344,337,013円
期中追加設定元本額	48,506,858円	46,096,581円
期中一部解約元本額	315,234,520円	281,781,954円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,344,337,013口	5,108,651,640口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第23期 自 平成29年11月16日 至 平成30年5月15日	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	456,795円	448,043円

2. ※2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,697,731円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（148,965,150円）、投資信託約款に規定される収益調整金（22,531,536円）及び分配準備積立金（725,741,629円）より分配対象額は915,936,046円（1万口当たり1,713.84円）であり、うち5,344,337円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（28,658,502円）及び分配準備積立金（841,500,264円）より分配対象額は870,158,766円（1万口当たり1,703.30円）であり、うち5,108,651円（1万口当たり10円）を分配金額としております。
----------------	---	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引を含む）に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第24期 平成30年11月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	206,885,164	△313,938,707
投資証券	△1,740,215	△11,257,904
親投資信託受益証券	18,423,104	28,092,628
合計	223,568,053	△297,103,983

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1704円 (11,704円)	1.1104円 (11,104円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ダイワ／ウェリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	428,033,326	558,583,490	
		ベアリング外国債券ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	470,944,910	404,918,433	
		D I A M国内株式アクティブ市場型ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）	1,141,926,042	1,388,467,874	
		明治安田日本債券アクティブ・ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）	102,803,485	110,349,260	
		コクサイ計量株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,587,357,817	1,708,631,954	

有価証券届出書（内国投資信託）

		T. ロウ・プライス新興国債券 オープンM（FOFs用）（適格機 関投資家専用）	115,462,415	110,128,051	
		J Flag 中小型株ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	97,322,696	500,540,357	
	日本円 小計			日本円 4,781,619,419	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICIFUND	22,327.055	アメリカ・ドル 1,347,705.690	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 1,347,705.690 (153,193,706)	
	投資信託受益証券 合計				4,934,813,125 [153,193,706]
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	10,888.051	アメリカ・ドル 924,722.170	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 924,722.170 (105,113,169)	
	国外・円	MAN FUNDS PLC MAN NUMERIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY SHARES	13,198.416	国外・円 112,503,297.980	
	国外・円 小計			国外・円 112,503,297.980 (112,503,297)	
	投資証券 合計				217,616,466 [217,616,466]
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワJ－REITアクティ ブ・マザーファンド	113,766,981	日本円 294,303,803	
		ダイワ海外REIT・マザー ファンド	98,383,903	170,164,798	
	日本円 小計			日本円 464,468,601	
	親投資信託受益証券 合計				464,468,601
合計				5,616,898,192 [370,810,172]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- （注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託 受益証券 投資証券 1銘柄 1銘柄	59.3%	40.7%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間（平成30年5月16日から平成30年11月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	681,037	—
コール・ローン	36,415,120	38,810,990
投資信託受益証券	1,788,805,891	1,615,227,171
投資証券	38,137,032	34,639,231
親投資信託受益証券	157,529,423	146,521,934
未収入金	1,000,000	5,000,000
未収配当金	—	205,437
流動資産合計	2,022,568,503	1,840,404,763
資産合計	2,022,568,503	1,840,404,763
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,332,905	8,734,969
未払解約金	—	1,031,245
未払受託者報酬	437,493	428,070
未払委託者報酬	12,251,040	11,987,119
その他未払費用	82,096	80,461
流動負債合計	22,103,534	22,261,864
負債合計	22,103,534	22,261,864
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,866,581,036	※1 1,746,993,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	133,883,933	71,148,938
（分配準備積立金）	152,018,145	127,653,703
元本等合計	2,000,464,969	1,818,142,899
純資産合計	2,000,464,969	1,818,142,899
負債純資産合計	2,022,568,503	1,840,404,763

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 平成29年11月16日 至 平成30年5月15日	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
営業収益		
受取配当金	6,723,759	6,371,337
受取利息	324	709
有価証券売買等損益	32,877,040	△ 42,250,132
為替差損益	△ 4,732,752	5,055,178
営業収益合計	34,868,371	△ 30,822,908
営業費用		
支払利息	7,625	8,480
受託者報酬	437,493	428,070
委託者報酬	※ 1 12,251,040	※ 1 11,987,119
その他費用	※ 2 584,089	※ 2 601,154
営業費用合計	13,280,247	13,024,823
営業利益又は営業損失（△）	21,588,124	△ 43,847,731
経常利益又は経常損失（△）	21,588,124	△ 43,847,731
当期純利益又は当期純損失（△）	21,588,124	△ 43,847,731
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	621,678	1,182,521
期首剰余金又は期首欠損金（△）	127,811,550	133,883,933
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,123,032	5,136,262
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,123,032	5,136,262
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,684,190	14,106,036
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,684,190	14,106,036
分配金	※ 3 9,332,905	※ 3 8,734,969
期末剰余金又は期末欠損金（△）	133,883,933	71,148,938

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
1. ※1 期首元本額	1,951,306,052円	1,866,581,036円
期中追加設定元本額	17,310,146円	77,379,933円
期中一部解約元本額	102,035,162円	196,967,008円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,866,581,036口	1,746,993,961口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第23期 自 平成29年11月16日 至 平成30年5月15日	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	148,727円	144,427円
2. ※2 その他費用	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。

3. ※3 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,999,022円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（14,967,424円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,485,801円）及び分配準備積立金（140,384,604円）より分配対象額は163,836,851円（1万口当たり877.74円）であり、うち9,332,905円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（8,229,346円）及び分配準備積立金（136,388,672円）より分配対象額は144,618,018円（1万口当たり827.81円）であり、うち8,734,969円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
----------------	--	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引を含む）に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第24期 平成30年11月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	29,569,967	△51,162,658
投資証券	△1,299,717	△1,239,477
親投資信託受益証券	6,121,286	9,142,957
合計	34,391,536	△43,259,178

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第24期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第23期 平成30年5月15日現在	第24期 平成30年11月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0717円 (10,717円)	1.0407円 (10,407円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	日本円			日本円	
		マニユライフ日本債券アクティ ブ・ファンドM (F0Fs用) (適 格機関投資家専用)	217,758,275	255,082,043	
		ベアリング外国債券ファンドM (F0Fs用) (適格機関投資家専 用)	232,109,857	199,568,055	
		D I A M国内株式アクティブ市 場型ファンド (F O F s 用) (適格機関投資家専用)	202,570,806	246,305,843	
		明治安田日本債券アクティブ・ ファンド (F O F s 用) (適格 機関投資家専用)	340,343,944	365,325,189	
		コクサイ計量株式ファンド (適 格機関投資家専用)	218,549,033	235,246,179	
		T. ロウ・プライス新興国債券 オープンM (F0Fs用) (適格機 関投資家専用)	94,780,180	90,401,335	
		J Flag 中小型株ファンド (F0Fs 用) (適格機関投資家専用)	13,445,964	69,153,937	

		LM・ブランディワイン外国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	65,207,249	71,780,139	
	日本円 小計			日本円 1,532,862,720	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	12,004.120	アメリカ・ドル 724,592.690	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 724,592.690 (82,364,451)	
投資信託受益証券 合計				1,615,227,171 [82,364,451]	
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	3,588.073	アメリカ・ドル 304,735.030	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 304,735.030 (34,639,231)	
投資証券 合計				34,639,231 [34,639,231]	
親投資信託 受益証券	日本円	ダイワJ－REITアクティ ブ・マザーファンド	35,602,931	日本円 92,101,222	
		ダイワ海外REIT・マザー ファンド	31,464,334	54,420,712	
	日本円 小計			日本円 146,521,934	
	親投資信託受益証券 合計				146,521,934
合計				1,796,388,336 [117,003,682]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託 受益証券 投資証券	1銘柄 70.4% 1銘柄	29.6%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年5月16日から平成30年11月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成30年5月15日現在	当 期 平成30年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	4,015,133	—
コール・ローン	133,013,012	122,946,657
投資信託受益証券	7,326,889,616	6,753,077,695
投資証券	680,155,302	610,185,297
親投資信託受益証券	1,674,474,505	1,551,584,493
未収配当金	—	3,618,880
流動資産合計	9,818,547,568	9,041,413,022
資産合計	9,818,547,568	9,041,413,022
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,010,765	23,254,926
未払解約金	8,584,068	1,766,896
未払受託者報酬	698,509	629,155
未払委託者報酬	19,558,656	17,616,665
その他未払費用	404,105	386,184
流動負債合計	54,256,103	43,653,826
負債合計	54,256,103	43,653,826
純資産の部		
元本等		
元本	※1 12,505,382,994	※1 11,627,463,290
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 2,741,091,529	※2 △ 2,629,704,094
（分配準備積立金）	25,723,352	37,048,293
元本等合計	9,764,291,465	8,997,759,196
純資産合計	9,764,291,465	8,997,759,196
負債純資産合計	9,818,547,568	9,041,413,022

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成29年11月16日 至 平成30年5月15日	当 期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
営業収益		
受取配当金	114,984,085	101,642,344
受取利息	2,433	3,363
有価証券売買等損益	△ 215,984,969	△ 82,475,909
為替差損益	△ 36,069,273	34,332,401
営業収益合計	△ 137,067,724	53,502,199
営業費用		
支払利息	29,887	30,310
受託者報酬	2,152,718	2,054,997
委託者報酬	※1 60,277,298	※1 57,541,078
その他費用	911,117	911,298
営業費用合計	63,371,020	60,537,683
営業損失（△）	△ 200,438,744	△ 7,035,484
経常損失（△）	△ 200,438,744	△ 7,035,484
当期純損失（△）	△ 200,438,744	△ 7,035,484
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 1,969,018	△ 4,452,119
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 2,575,883,836	△ 2,741,091,529
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,746,599	189,827,682
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	137,746,599	189,827,682
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,853,309	4,460,001
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,853,309	4,460,001
分配金	※2 101,631,257	※2 71,396,881
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 2,741,091,529	△ 2,629,704,094

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	前 期 平成30年5月15日現在	当 期 平成30年11月15日現在
1. ※1 期首元本額	13,165,174,689円	12,505,382,994円
期中追加設定元本額	13,608,402円	20,904,242円
期中一部解約元本額	673,400,097円	898,823,946円
2. 特定期間末日における受益権の総数	12,505,382,994口	11,627,463,290口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,741,091,529円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,629,704,094円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前 期 自 平成29年11月16日 至 平成30年5月15日	当 期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	2,902,499円	2,806,878円

2. ※2 分配金の計算過程

（自平成29年11月16日 至平成30年1月15日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（34,377,126円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（43,588,687円）及び分配準備積立金（23,274,572円）より分配対象額は101,240,385円（1万口当たり78.56円）であり、うち38,662,694円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年1月16日 至平成30年3月15日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（27,087,012円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（42,801,177円）及び分配準備積立金（18,636,338円）より分配対象額は88,524,527円（1万口当たり69.97円）であり、うち37,957,798円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

（自平成30年5月16日 至平成30年7月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（41,975,837円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（41,351,400円）及び分配準備積立金（25,089,049円）より分配対象額は108,416,286円（1万口当たり88.78円）であり、うち24,424,234円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（自平成30年7月18日 至平成30年9月18日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（21,792,011円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金

（40,164,502円）及び分配準備積立金（41,398,317円）より分配対象額は103,354,830円（1万口当たり87.15円）であり、うち23,717,721円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

	（自平成30年3月16日 至平成30年5月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（43,061,851円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（42,308,575円）及び分配準備積立金（7,672,266円）より分配対象額は93,042,692円（1万口当たり74.40円）であり、うち25,010,765円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自平成30年9月19日 至平成30年11月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（21,610,108円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（39,391,048円）及び分配準備積立金（38,693,111円）より分配対象額は99,694,267円（1万口当たり85.74円）であり、うち23,254,926円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引を含む）に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成30年11月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成30年5月15日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当 期 平成30年11月15日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	98,760,680	△165,646,436
投資証券	△5,628,723	△19,635,423
親投資信託受益証券	80,901,847	2,822,112
合計	174,033,804	△182,459,747

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成30年5月15日現在	当 期 平成30年11月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成30年5月16日 至 平成30年11月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 平成30年5月15日現在	当 期 平成30年11月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7808円 (7,808円)	0.7738円 (7,738円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	日本円	ダイワ世界債券ファンドM (F0Fs用) (適格機関投資家専用)	2,548,055,378	1,724,523,879	
		ダイワ米ドル建て新興国債券 ファンドM (F0Fs用) (適格機 関投資家専用)	450,785,606	441,409,265	
		ベアリング外国債券ファンドM (F0Fs用) (適格機関投資家専 用)	1,999,570,542	1,719,230,752	
		D I A M国内株式アクティブ市 場型ファンド (F O F s 用) (適格機関投資家専用)	484,879,937	589,565,515	
		明治安田日本債券アクティブ・ ファンド (F O F s 用) (適格 機関投資家専用)	78,538,250	84,302,957	
		コクサイ計量株式ファンド (適 格機関投資家専用)	1,148,689,251	1,236,449,109	

有価証券届出書（内国投資信託）

		T. ロウ・プライス新興国債券 オープンM（FOFs用）（適格機 関投資家専用）	745,122,842	710,698,166	
	日本円 小計			日本円 6,506,179,643	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICI FUND	35,983.896	アメリカ・ドル 2,172,059.930	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 2,172,059.930 (246,898,052)	
投資信託受益証券 合計				6,753,077,695 [246,898,052]	
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	63,205.483	アメリカ・ドル 5,368,041.670	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 5,368,041.670 (610,185,297)	
投資証券 合計				610,185,297 [610,185,297]	
親投資信託 受益証券	日本円	ダイワ・グローバルREIT・ マザーファンド	470,521,814	日本円 1,102,432,610	
		ダイワJ－REITアクティ ブ・マザーファンド	173,625,530	449,151,883	
	日本円 小計			日本円 1,551,584,493	
	親投資信託受益証券 合計				1,551,584,493
合計				8,914,847,485 [857,083,349]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託 受益証券 投資証券	1銘柄 1銘柄	28.8%	71.2%
				100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

【純資産額計算書】

2018年11月30日

I	資産総額	5,666,861,892円
II	負債総額	14,576,734円
III	純資産総額（I－II）	5,652,285,158円
IV	発行済数量	5,073,090,743口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1142円

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

純資産額計算書

2018年11月30日

I	資産総額	1,814,565,957円
II	負債総額	933,786円
III	純資産総額（I－II）	1,813,632,171円
IV	発行済数量	1,740,618,361口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0419円

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

純資産額計算書

2018年11月30日

I	資産総額	8,944,071,969円
II	負債総額	8,273,494円
III	純資産総額（I－II）	8,935,798,475円
IV	発行済数量	11,579,527,902口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.7717円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2018年11月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2018年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	81	169,949
追加型株式投資信託	721	15,412,596
株式投資信託 合計	802	15,582,545
単位型公社債投資信託	30	115,193
追加型公社債投資信託	14	1,407,605
公社債投資信託 合計	44	1,522,798
総合計	846	17,105,344

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第59期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第60期事業年度に係る中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	31,260	28,709
有価証券	110	0
前払費用	190	201
未収委託者報酬	10,453	12,368
未収収益	72	82
繰延税金資産	439	552
その他	34	47
流動資産計	42,560	41,962
固定資産		
有形固定資産	※1 229	※1 213
建物	15	12
器具備品	214	200
無形固定資産	2,650	2,614
ソフトウェア	2,323	2,456
ソフトウェア仮勘定	327	158
投資その他の資産	12,353	15,066

投資有価証券	5,920	8,600
関係会社株式	5,129	5,129
出資金	185	183
長期差入保証金	1,050	1,072
繰延税金資産	31	45
その他	37	34
固定資産計	15,234	17,894
資産合計	57,795	59,856

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	79	65
未払金	9,466	9,747
未払収益分配金	7	8
未払償還金	59	59
未払手数料	4,453	5,202
その他未払金	※2 4,946	※2 4,476
未払費用	4,077	4,148
未払法人税等	980	850
未払消費税等	223	583
賞与引当金	945	1,012
その他	3	335
流動負債計	15,776	16,744
固定負債		
退職給付引当金	2,318	2,350
役員退職慰労引当金	151	125
その他	7	5
固定負債計	2,477	2,481
負債合計	18,254	19,225
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,231	13,370
利益剰余金合計	12,606	13,744
株主資本合計	39,276	40,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	264	216
評価・換算差額等合計	264	216
純資産合計	39,540	40,631
負債・純資産合計	57,795	59,856

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	79,747	82,510
その他営業収益	727	733
営業収益計	80,474	83,244
営業費用		
支払手数料	40,110	40,392
広告宣伝費	549	673
調査費	9,436	9,816
調査費	904	955
委託調査費	8,531	8,860
委託計算費	793	839
営業雑経費	1,375	1,579
通信費	251	249
印刷費	501	500
協会費	50	53
諸会費	13	13
その他営業雑経費	557	762
営業費用計	52,265	53,300
一般管理費		
給料	5,833	5,840
役員報酬	416	377
給料・手当	3,940	3,973

賞与	531	477
賞与引当金繰入額	945	1,012
福利厚生費	807	788
交際費	60	55
旅費交通費	178	195
租税公課	531	501
不動産賃借料	1,273	1,281
退職給付費用	463	316
役員退職慰労引当金繰入額	60	46
固定資産減価償却費	1,045	977
諸経費	1,400	1,528
一般管理費計	11,655	11,531
営業利益	16,554	18,411

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31 日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	92	75
投資有価証券売却益	224	210
有価証券償還益	94	17
その他	69	55
営業外収益計	481	359
営業外費用		
投資有価証券売却損	24	0
その他	75	29
営業外費用計	100	29
経常利益	16,935	18,741
特別損失		
MMF等償還関連費用	305	-
関係会社整理損失	-	333
特別損失計	305	333
税引前当期純利益	16,629	18,407
法人税、住民税及び事業税	6,501	5,843
法人税等調整額	△1,405	△106
法人税等合計	5,096	5,737
当期純利益	11,533	12,670

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,960	14,334	41,004
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△13,261	△13,261	△13,261
当期純利益	-	-	-	11,533	11,533	11,533
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,728	△1,728	△1,728
当期末残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	280	280	41,284
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△13,261
当期純利益	-	-	11,533
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△15	△15	△15
当期変動額合計	△15	△15	△1,743
当期末残高	264	264	39,540

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	12,231	12,606	39,276
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,532	△11,532	△11,532
当期純利益	-	-	-	12,670	12,670	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,138	1,138	1,138
当期末残高	15,174	11,495	374	13,370	13,744	40,414

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	264	264	39,540
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,532
当期純利益	-	-	12,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△47	△47	△47
当期変動額合計	△47	△47	1,090
当期末残高	216	216	40,631

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」12百万円、「その他」56百万円は、「その他」69百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
建物	26百万円	29百万円
器具備品	264百万円	235百万円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
未払金	4,877百万円	4,406百万円

3 保証債務

前事業年度（平成29年 3 月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,685百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成30年 3 月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年 6 月23日 定時株主総会	普通株式	13,261	5,084	平成28年 3 月31日	平成28年 6 月24日

（2） 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 11,532百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 4,421円 |
| ④ 基準日 | 平成29年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成29年6月27日 |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	11,532	4,421	平成29年 3月31日	平成29年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 12,669百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 4,857円 |
| ④ 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成30年6月26日 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設

けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	31,260	31,260	—
（２）未収委託者報酬	10,453	10,453	—
（３）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,060	5,060	—
資産計	46,774	46,774	—
（１）未払手数料	(4,453)	(4,453)	—
（２）その他未払金	(4,946)	(4,946)	—
（３）未払費用（*2）	(3,409)	(3,409)	—
負債計	(12,809)	(12,809)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成30年３月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	28,709	28,709	—
(2) 未収委託者報酬	12,368	12,368	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	7,631	7,631	—
資産計	48,709	48,709	—
(1) 未払手数料	(5,202)	(5,202)	—
(2) その他未払金	(4,476)	(4,476)	—
(3) 未払費用 (*2)	(3,286)	(3,286)	—
負債計	(12,965)	(12,965)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(1) 其他有価証券 非上場株式	970	970
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,129	5,129
(3) 長期差入保証金	1,050	1,072

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,260	-	-	-
未収委託者報酬	10,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	110	2,876	1,139	110
合計	41,824	2,876	1,139	110

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,709	-	-	-
未収委託者報酬	12,368	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	0	5,302	1,801	117
合計	41,078	5,302	1,801	117

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	122	55	67
（2）その他 証券投資信託	3,107	2,697	410
小計	3,230	2,752	478
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	1,829	1,926	△96

小計	1,829	1,926	△96
合計	5,060	4,679	381

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	134	55	79
（２）その他 証券投資信託	4,196	3,740	456
小計	4,331	3,795	535
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	3,299	3,522	△223
小計	3,299	3,522	△223
合計	7,631	7,318	312

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	50	-	1
（２）その他 証券投資信託	4,371	224	23
合計	4,421	224	24

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,963	210	0
合計	1,963	210	0

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首 残高	2,209百万円	2,318百万円
勤務費用	202	159
退職給付の支払額	△122	△166
その他	29	38
退職給付債務の期末 残高	2,318	2,350

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,318百万円	2,350百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,318	2,350
退職給付引当金	2,318	2,350
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,318	2,350

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	202百万円	159百万円

その他	87	24
確定給付制度に係る退職給付費用	289	184

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度173百万円、当事業年度171百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金		719
	709	
賞与引当金	224	244
未払事業税	169	162
出資金評価損	98	94
投資有価証券評価損	65	68
連結法人間取引（譲渡損）	5	5
その他	185	308
繰延税金資産小計	1,458	1,602
評価性引当額	△201	△200
繰延税金資産合計	1,257	1,402
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△639	△639
その他有価証券評価差額金	△146	△164
繰延税金負債合計	△786	△804
繰延税金資産の純額	470	598

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成29年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,685	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,701	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	23,238	未払手数料	3,298
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	768	未払費用	218
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,036	長期差入保証金	1,028

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	23,216	未払手数料	3,913
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	1,020	未払費用	233
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	1,048	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,158.25円	1株当たり純資産額	15,576.40円
1株当たり当期純利益	4,421.51円	1株当たり当期純利益	4,857.40円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益（百万円）	11,533	12,670
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		21,097
有価証券		0
未収委託者報酬		12,445
その他		2,329
流動資産合計		35,872
固定資産		
有形固定資産	※ 1	199
無形固定資産		
ソフトウェア		2,162
その他		449
無形固定資産合計		2,612
投資その他の資産		
投資有価証券		7,521
関係会社株式		1,836
繰延税金資産		964
その他		1,286
投資その他の資産合計		11,608
固定資産合計		14,420
資産合計		50,293

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		7,165
未払費用		3,666

未払法人税等	859
賞与引当金	611
その他	※ 2 552
流動負債合計	12,855
固定負債	
退職給付引当金	2,335
役員退職慰労引当金	144
その他	3
固定負債合計	2,483
負債合計	15,338
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,643
利益剰余金合計	8,017
株主資本合計	34,687
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	34,955
負債・純資産合計	50,293

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	39,713
その他営業収益	351
営業収益合計	40,065
営業費用	
支払手数料	18,868
その他営業費用	6,357

営業費用合計	25,226
一般管理費	※ 1 5,925
営業利益	8,913
営業外収益	※ 2 418
営業外費用	※ 3 86
経常利益	9,244
特別利益	—
特別損失	※ 4 29
税引前中間純利益	9,215
法人税、住民税及び事業税	2,628
法人税等調整額	125
中間純利益	6,462

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,370	13,744	40,414
会計方針の変更による累積的影響額				480	480	480
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△12,669	△12,669	△12,669
中間純利益	-	-	-	6,462	6,462	6,462
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△6,207	△6,207	△6,207
当中間期末残高	15,174	11,495	374	7,643	8,017	34,687

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	216	216	40,631
会計方針の変更による累積的影響額			480
会計方針の変更を反映した当期首残高			41,112
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△12,669
中間純利益	-	-	6,462
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	50	50	50
当中間期変動額合計	50	50	△6,156
当中間期末残高	267	267	34,955

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年２月16日）を当中間会計期間の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高が480百万円増加しております。

（表示方法の変更）

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を当中間会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（中間貸借対照表関係）

※ 1 減価償却累計額

当中間会計期間
(2018年9月30日現在)

有形固定資産	280百万円
--------	--------

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2018年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,743百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額

当中間会計期間	
(自 2018年4月 1日	
至 2018年9月30日)	
有形固定資産	16百万円
無形固定資産	436百万円

※ 2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間	
(自 2018年4月 1日	
至 2018年9月30日)	
有価証券償還益	132百万円
投資有価証券売却益	124百万円
為替差益	104百万円

※ 3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間	
(自 2018年4月 1日	
至 2018年9月30日)	
有価証券償還損	32百万円
投資有価証券売却損	24百万円
固定資産除却損	13百万円

※ 4 特別損失の主要項目

当中間会計期間

(自 2018年4月1日

至 2018年9月30日)

関係会社整理損失

29百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年3月31日	2018年6月26日

(金融商品関係)

当中間会計期間（2018年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	21,097	21,097	—
(2) 未収委託者報酬	12,445	12,445	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	6,551	6,551	—
資産合計	40,094	40,094	—
(1) 未払金	(7,096)	(7,096)	—
(2) 未払費用(*2)	(3,089)	(3,089)	—
負債合計	(10,186)	(10,186)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	970
子会社株式	1,836
差入保証金	1,071

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2018年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	129	55	74
(2) その他			

証券投資信託	4,148	3,765	383
小計	4,277	3,820	457
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	2,274	2,378	△104
小計	2,274	2,378	△104
合計	6,551	6,198	352

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 970百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）	
1株当たり純資産額	13,400.41円
1株当たり中間純利益	2,477.30円

（注1） 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2） 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）	
中間純利益(百万円)	6,462
普通株式に係る中間純利益(百万円)	6,462
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】**1 【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

- ① 名称 三井住友信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 342,037百万円（2018年3月末日現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 単位：百万円 (2018年3月末日現在)	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	(注)

(注) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ① 名称 株式会社 大和ファンド・コンサルティング
- ② 資本金の額 450百万円（2018年3月末日現在）
- ③ 事業の内容

ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、年金運用コンサルティング業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

投資顧問会社は、委託会社に対して、信託財産の運用に関する投資助言を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ② 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- ③ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ④ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ⑤ 使用開始日を記載することがあります。
- ⑥ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ⑦ 次の事項を記載することがあります。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ⑧ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ⑨ ファンドの形態等を記載することがあります。
- ⑩ 図案を採用することがあります。
- ⑪ ファンドの管理番号等を記載することがあります。

- ⑫ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
 - ⑬ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。
- (2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。
 - (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
 - (4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月14日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）の平成30年5月16日から平成30年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）の平成30年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月14日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）の平成30年5月16日から平成30年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）の平成30年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月14日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）の平成30年5月16日から平成30年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）の平成30年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉 加奈子 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。